

# 令和6年度日高山脈襟裳十勝国立公園協議会

## 第1回幹事会

日時：令和6年10月11日（金）13:30～15:30

場所：様似町中央公民館 大ホール  
(Web会議システム併用)

### 次 第

#### 1. 開 会

#### 2. 議 事

##### （1）審議事項

- 1) 国立公園ビジョン（骨子案）の検討について
- 2) 日高山脈登山道適正利用について

##### （2）報告事項

- 1) 各構成員より情報提供、情報交換について

#### 3. その他

#### 4. 閉 会

## 【配付資料】

構成員・出席者名簿

資料1－1 日高山脈襟裳十勝国立公園ビジョン（骨子案・コメント入り）

資料1－2 日高山脈襟裳十勝国立公園ビジョン（骨子案）への各構成員からの意見

資料1－3 国立公園化を契機としたアポイ岳高付加価値化事業説明資料（室蘭運輸支局）

資料2－1 登山利用の状況について

資料2－2 北戸鳶別岳周辺登山道の裸地化現状＜総会資料再掲＞

資料2－3 日高山脈における登山の特徴と国立公園化による課題＜総会資料再掲＞

資料3 日高山脈登山道適正利用について

資料4 各構成員からの情報提供資料

（1）日高山脈襟裳十勝国立公園協議会資料（日高北部森林管理署）

（2）日高自然の森自然観察休養林（日高北部森林管理署）

（3）シンポジウム フライヤー（日高振興局）

（4）Feel the HIDAKA in 浦河町（自然体験会）（日高振興局）

（5）日高山脈襟裳十勝国立公園指定記念行事チラシ（十勝総合振興局）

（6）十勝山岳連盟実施（十勝山岳連盟）

参考資料1 日高山脈襟裳十勝国立公園協議会規約（令和6年8月27日施行）

参考資料2 今後の進め方について（スケジュール）

参考資料3 大雪山国立公園管理運営計画書＜ビジョン・管理運営方針抜粋＞

参考資料4 阿蘇くじゅう国立公園阿蘇地域ビジョン・管理運営方針

参考資料5 奄美群島国立公園奄美地域及び徳之島地域管理運営計画書＜ビジョン・管理運営方針抜粋＞

参考資料6 公園計画・管理運営計画・法定二計画との関係性（公園利用関係）

参考資料7 国立公園の公園計画作成要領（抜粋）.pdf

参考資料8 国立公園管理運営計画作成要領

参考資料8（別紙） 管理運営計画スケジュール

令和6年度日高山脈襟裳十勝国立公園協議会 第1回幹事会  
構成員・出席者名簿

【構成員】(敬称略)

分野	所属名	役職名	構成員名 (敬称略)	出欠
学識経験者	北海道大学	名誉教授	中村 太士	欠席
	北海道大学	教授	愛甲 哲也	出席(会場)
国	日高北部森林管理署	次長	岩本 真和	出席(会場)
	日高南部森林管理署	総括事務管理官	大水 貴博	出席(会場)
	十勝西部森林管理署	総括森林整備官	田中井 宣憲	出席(会場)
	北海道開発局	開発監理部	岡部 博一(代理)	出席(WEB)
		開発戦略推進課長 (開発戦略推進課 開発専門官 芳賀 寛之)		
	北海道運輸局	観光局・臨光活性化戦略課 地域第一係長	経田 直哉	出席(会場)
	北海道運輸局 帯広運輸支局	首席運輸企画専門官 (企画輸送・監査担当)	徳田 陽介	出席(会場)
	北海道運輸局 室蘭運輸支局	首席運輸企画専門官 (総務企画担当)	小林 俊介	出席(会場)
	北海道地方環境事務所	国立公園課長	尼子 直輝	出席(会場)
北海道	北海道	環境生活部 自然環境課 自然公園担当課長	遠藤 浩	出席(WEB)
	日高振興局	環境生活課長	栗林 稔	出席(会場)
	十勝総合振興局	環境生活課長	内田 朋宏	出席(会場)
市町村	帯広市	都市環境部環境室 環境課長	西島 新一	出席(会場)
		経済部観光交流室 観光交流課長	阿部 恒子	出席(会場)
	日高町	日高総合支所 地域経済課長	小野寺 孝	出席(WEB)
	平取町	観光商工課長	藤谷 直樹	出席(会場)
	新冠町	企画課長	佐渡 健能	出席(WEB)
	浦河町	商工観光課長	民部 宏治(代理) (課長補佐 菅野 泰弘)	出席(会場)

	様似町	商工観光課長	板谷 潤	出席 (会場)
	えりも町	産業振興課長	武田 健太郎	出席 (会場)
新ひだか町	総務部	森 勝利 (代理)	出席 (会場)	
	まちづくり推進課長	(参事 田中 孔洋)		
	清水町	農林課長	寺岡 治彦	出席 (WEB)
	芽室町	環境土木課長	橋本 直樹	出席 (WEB)
	中札内村	産業課長	尾野 悟里	出席 (会場)
	大樹町	住民課長	牧田 護	出席 (会場)
	広尾町	水産商工観光課長	室谷 直宏	出席 (会場)
登山関 係団体	十勝山岳連盟	会長	齊藤 邦明	出席 (会場)
自然保 護団体	日高山岳連盟	会長	藤田 博己	出席 (会場)
観光関 係団体	アポイ岳ファンクラブ	会長	田中 正人	出席 (会場)
	十勝自然保護協会	事務局長	川内 和博	出席 (会場)
登山関 係団体	十勝観光連盟	事務局長	橋本 雄大	出席 (会場)
	日高管内観光連盟	事務局長	前田 康行	出席 (会場)

【事務局】

北海道地方環境事務所	国立公園課長補佐	高木 丈子	出席 (会場)
北海道地方環境事務所	国立公園課長補佐	田畠 桂	出席 (会場)
帶広自然保護官事務所	上席自然保護官	柳田 邦玲雄	出席 (会場)
新ひだか自然保護官事務所	自然保護官	草留 大岳	出席 (会場)

資料 1 - 1

日高山脈襟裳十勝国立公園ビジョン  
(骨子案)

令和 年 月

日高山脈襟裳十勝国立公園協議会

## 目次

### 1.はじめに

- (1) ビジョン策定の目的
- (2) 対象区域
- (3) 日高山脈襟裳十勝国立公園の概要

### 2. 値値と魅力

### 3. 現状と課題

- (1) 保護に関する事項
- (2) 利用に関する事項
- (3) 管理運営に関する事項

### 4. 時代の要請

### 5. 基本理念

### 6. ビジョン

- (1) 保護に関する事項
- (2) 利用に関する事項
- (3) 管理運営に関する事項

## 1. はじめに

### (1) ビジョン策定の目的

日高山脈襟裳十勝国立公園は、令和6年6月25日に日高山脈襟裳国定公園とその周辺地域を含めて新たな国立公園として指定されました。本公園の誕生は、関係する13市町村をはじめ、地域の関係者の長年に渡る努力と熱意が結実したものです。

この地域の悲願により誕生した国立公園をより良い姿に磨き上げていくためには、日高山脈襟裳十勝国立公園が目指す将来像を明確にし、その実現に向けて関係者が連携した取組を進めていく必要があります。

このため、関係者が連携する場として「日高山脈襟裳十勝国立公園協議会」を設置し、同協議会において本国立公園が目指すべきビジョンを明確にするとともに、その実現に向けた管理運営方針及び具体的な取り組みを定め、これらを計画的に推進するため関係者の役割分担と年次計画を示した行動計画を本稿において取りまとめるものです。

今後、本稿に基づき、ビジョンの実現に向けて関係者が連携した取組を推進することにより、世界水準の国立公園を目指します。

### (2) 対象区域

日高山脈襟裳十勝国立公園全域を対象とする

### (3) 日高山脈襟裳十勝国立公園の概要 (以下の項目を一つの文章としてまとめる。)

- ✓ 自然環境 (地形、地質、高山植生、生態系など)
- ✓ 歴史・風土・文化
- ✓ 利用

## 2. 値値・魅力 (以下の項目を一つの文章としてまとめる。)

- ✓ 我が国最大の原生地域
- ✓ 世界的に極めて稀な形成史
- ✓ 貴重な野生動植物の生息・生育地
- ✓ 平地からの雄大な山岳景観
- ✓ 山岳から海洋までの連続性 (生態系、景観)
- ✓ 地域住民にとっての原風景
- ✓ 地域の生活・産業・文化の源泉 (生態系サービス)
- ✓ 岳人憧れの山と沢

## 3. 現状と課題

### (1) 保護に関する事項 (以下の項目を一つの文章としてまとめる。)

- ✓ アポイ岳における高山植物群落の衰退

**コメントの追加 [K1]:** 自然環境のカッコ書きに高山植生とならんで森林植生を入れるべき。

**コメントの追加 [K2]:** 歴史・風土・文化に関してアイヌ民族との関わりに触れていただきたい。

**コメントの追加 [K3]:** 「利用」を「保護と利用」に変える。

**コメントの追加 [K4]:** IUCN (国際自然保護連合) の保護地域管理カテゴリーIIにふさわしい地域であることを銘記すべき。

**コメントの追加 [K5R4]:** 「多様な樹種からなる豊かな森林」といった記述は必要ではないか。

**コメントの追加 [K6]:** 「平地からの…」「地域住民に…」「地域の…」「岳人憧れ…」については取り上げる必要はない。

**コメントの追加 [K7]:** 「地域住民」又は「暮らし」への修正。「5①」では「地域住民の生活」と明記していることから、言葉の整理が必要。

**コメントの追加 [K8]:** 生物多様性についても触れるべき。

**コメントの追加 [K9]:** 「2 値値魅力」で「貴重な野生動植物の生息・生育地」としながら、「3 (2)」で「ヒグマとの遭遇による事故」だけを取り上げるのは「保護」と「利用」の両輪から成る「国立公園」の理念に反する。地球温暖化により、氷河期に生き残りと呼ばれるエゾナキウサギの生息地も狹まってきている、よって「3 (1)」に動物に関わる現状課題の文言が必要と思われる。

**コメントの追加 [K10R9]:** 現状として、以下の状況も加えるべきです。「登山道の荒廃（日高幌尻など）」「豊似湖のナキウサギ」。

**コメントの追加 [K11]:** アポイ岳に限定すること無く国立公園区域全般にわたって高山植物群落の衰退（盗掘含む）が進んでいることを認識すべき。

- ✓ アポイ岳におけるヒメチャマダラセシリの減少
- ✓ 河川生態系の劣化

**コメントの追加 [K12]:** 「河川生態系の劣化」には砂防ダムなどの現状も加えるべき。

(2) 利用に関する事項 (以下の項目を一つの文章としてまとめる。)

- ✓ 登山の高い難易度 (アクセス性、施設の整備状況、安全性)
- ✓ 管理が不十分な登山道がある (枝払い、徒渉)
- ✓ 利用に伴う環境負荷 (野営、排泄行為、踏み荒らし等)
- ✓ ヒグマとの遭遇による事故
- ✓ 増加が見込まれる外国人利用者への対応
- ✓ 資源が十分に活かされていない
- ✓ 「利用に…」について、「散在」の意味するところが不明である。に関する情報が散在
- ✓ 一般観光客の立入可能エリアが限定

**コメントの追加 [K13]:** 整備されていないことが課題なのか? 日高山脈登山の魅力はアクセス性の悪さ、整備されていない歩道、安全性の低さにより高度な登山スキル保持者しか入山できない優位性であり、登山スキルが低ければそれを補うガイド同行登山を義務づけることで優位性が保持されると共に地域経済へ寄与することも出来るのである。

**コメントの追加 [K14]:** 「枝払い」とは何を意味しているのか。

**コメントの追加 [K15]:** 現状課題として焚き火行為があることを認識すべき。

**コメントの追加 [K16]:** 「ヒグマ…」について、記載が必要なのか疑問。

**コメントの追加 [K17]:** 「増加が…」について、対応上の何を問題にするのか不明である。

**コメントの追加 [K18]:** 「資源が…」の意味するところが不明である。

**コメントの追加 [K19]:** 現状課題として取り上げていることに違和感がある。文言をもっと精査すべき。

**コメントの追加 [K20]:** 「限定」との記載は「限定されている」ということであれば、それは特段課題になるべきことではない。

	(3) 管理運営体制に関する事項 (以下の項目を一つの文章としてまとめる。)	コメントの追加 [K21]: 国立公園周辺区域に居住する登山ガイド等ガイドやガイド事業者が少ない。
✓	広域的な連携が必要	コメントの追加 [K22]: 「公園施設の…」について、具体的な施設が不明なので、明らかにしてほしい。
✓	公園施設の維持管理の担い手が不足	コメントの追加 [K23]: 「担い手」は民間を想定しているのか。環境省公務員（レンジャー）は全く不足であるので追記するべき。
✓	地域の自然に対する地域住民の関心が低い	コメントの追加 [K24]: 「地域の自然に…」「地域の歴史・文化を…」について、「現状と課題」には不要ではないか。
✓	地域の歴史・文化を継承する担い手が不足	コメントの追加 [K25]: 「財政的支援」ということか。
✓	公園管理への支援が必要	コメントの追加 [K26]: 「国立公園内のみ…」「公園区域外の…」の内容が不明。
✓	国立公園内のみで利用が完結しない（展望拠点、宿泊拠点）	コメントの追加 [K27]: 「持続可能な観光」に関する記載が必要。
✓	公園区域外の観光施設等との連携による普及啓発が必要	コメントの追加 [K28]: 日本語として表現してほしい。
4.	時代の要請 (以下の項目を一つの文章としてまとめる。)	コメントの追加 [K29]: 国立公園との関連でこの項目を立てた理由が不明である。
➢	自然共生サイトなどイチャーポジティブの取組の推進	コメントの追加 [K30]: 「3 (2)」でも取り上げられており、どちらで取り上げるのか項目の整理が必要。
➢	脱炭素、資源循環との連携	コメントの追加 [K31]: （環境省案）「原生の森と碧い岬がつながる場所」
➢	地域課題との同時解決／地域経済の活性化訪日外国人観光客の受け入れ環境の整備	コメントの追加 [K32]: 「原性の山と森」 → 「原生の山と森」
5.	基本理念	コメントの追加 [K33]: 「5」では「登山スキル」、「6 (2)」では「技術レベル」とある。こちらも文言の整理が必要。
テーマ:	○○○○○○○○○○○○○○○○	コメントの追加 [K34]: 5. 「厳正的な保全」と 5①、6 「厳正な保護」使い分けがあるのか。文言の整理が必要。
~	原性の山と森、豊かな海に学び、守り、楽しみながら自然と生きる風土を育てる~	
	○○から襟裳岬まで南北 150 kmに渡る長大な山岳地形と山麓まで続く広大な流域は、多くの固有種や希少種を含む豊かな生態系を形成し、原生的な優れた自然景観を有しています。特に、プレート同士の衝突によってマントル上部から地表まで深さ約 30 km のプレート断面が地表に露頭し、地球内部の様子を知ることができる世界的にも極めて稀な、世界に誇るべく地域の貴重な財産です。	
	海から山脈の最深部まで連続する本公園は、原生的で荘厳な山岳景観を体感できる貴重な山岳である一方で、容易に人を寄せ付けない荒々しさが残る厳しい山岳も多く、高い登山スキルが求められることから、畏敬の念とともに憧れの対象として多くの登山者を魅了し続けています。	
	また、日高山脈の優れた自然環境は、地域の人々の生活・産業の源泉として重要な機能を果たすとともに、特有の風土や豊かな文化を育み発展させてきました。さらに、周辺の平野部からの景観は、広大な農地や駿馬が駆ける牧草地と相まって心の原風景として親しまれています。	
	この貴重な自然環境を将来世代に継承し、未永くその恩恵を享受できるよう、以下の事項を基本として関係者が連携して厳正的な保全と適正な利用を推進することにより、世界水準の国立公園を目指します。	

### ① 自然環境の厳正な保護

日高山脈襟裳十勝国立公園の最大の特徴である原生性を重視するとともに、地域住民の生活の源泉としての機能していること、地域住民の心の拠り所となっていること、地域の風土や文化の形成に重要な役割を果たしていることを踏まえ、未永くこれらの恩恵を享受し続けられるよう、原生的な自然環境を、その機能や役割とともに厳正に保護する。

### ② 適正な利用の推進

日高山脈襟裳十勝国立公園が持つ原生性の高い自然環境や神秘的な雰囲気を損なうことのないよう、誰もが同公園の自然的・文化的価値やその保全の重要性を認識するとともに、山や海への畏敬、感謝、遠慮の心をもって行動するよう適正な利用を推進する。また、利用者の経験や求める自然体験の内容に応じた利用環境の整備及び管理を推進するとともに、原生性の高い自然を最大限に活用した質の高い自然体験を提供する。

コメントの追加 [K35]: 「神秘的な雰囲気」「遠慮（の心）」とはどのような内容か。

コメントの追加 [K36]: 「山や海への畏敬、感謝、遠慮の心」とあるが、「遠慮」の言葉に違和感を感じる。「深慮」「配慮」の方が適切ではないか。

コメントの追加 [K37]: 「最大限に活用した」の表現は誤解を引き起こすのではないか。

### ③ 連携・協働の推進

日高山脈襟裳十勝国立公園は、陸域面積では我が国最大級の面積を有する広大な国立公園であることから、関係するそれぞれの地域、そこで活動する様々な主体、これらの主体が実施している様々な取り組みについて、連携・協働を推進することにより、効率的で効果的な公園管理に繋がることから、本公園の魅力向上を図るために各地域間、各主体間、各取り組みの連携を推進する。

また、日高山脈襟裳十勝国立公園内は一般利用者が利用できるエリアが限定されていることから、国立公園区域外の地域や関係者との広域連携を推進する。

コメントの追加 [K38]: 「5 ③」では「一般利用者」となっているが、「3 (2)」では「一般観光客」。文言の整理が必要。

コメントの追加 [K39]: 国立公園区域外の地域を尊重することで国立公園区域内の保護と利用がおろそかになるのではないかと危惧されるので慎重な表現とされるよう望む。

コメントの追加 [K40]: アイヌ民族の視点に立って保護に触れていただきたい。

コメントの追加 [K41R40]: 既存の自動車道の新たな開削・整備をしない。

コメントの追加 [K42R40]: 全体にゾーニング的保護の考え方を貫く。

コメントの追加 [K43]: 「原生性が有する…」の項目は「保護」とは関連性がないので削除がよい。

コメントの追加 [K44]: p.4 「スピリチュアルな雰囲気」と p.3 「神秘的な雰囲気」について、同じ表現なら統一した方がいい。

## 6. ビジョン

基本理念に基づき、国立公園の厳正な保護及び適正な利用の推進を図るため、本国立公園が目指す将来像を以下のとおり定めます。

### (1) 保護に関する事項

柱書：原生的な自然環境が維持され、自然からの恩恵を享受し続けられている国立公園

（以下の項目を一つの文章としてまとめる。）

- ✓ 原生的な自然環境が、その機能とともに良好な状態で維持されている
- ✓ 原生性が有する自然の荒々しさ、恐ろしさ、畏敬、感謝を体感できる環境やスピリチュアルな雰囲気が維持されている
- ✓ 山（森）、川、里、海の生態系や景観の連続性が良好な状態で維持されている

- ✓ 地域が自然の恩恵を享受し続けられている（生活・産業・文化）
- ✓ 誰もが自然からの恵みを享受し続けられている

## （2）利用に関する事項

柱書：利用者の技術レベルに応じた利用環境及び自然体験の質が確保されている国立公園

（以下の項目を一つの文章としてまとめる。）

- ✓ 利用者が、それぞれの技術レベルに応じて利用の選択ができる環境が整備されている
- ✓ 利用施設の整備過多や過剰な管理にならないよう適正に整備・管理されている
- ✓ 利用者が、自然の価値や継承の重要性を理解し、定められたルールを守りながら適正な利用が行われている
- ✓ 外国人利用者も利用しやすい環境が整備されている
- ✓ 利用者が、原生性を体感し、畏敬や感謝の念の抱くことのできる質の高い自然体験が提供されている
- ✓ 利用者が、自然と人の営みの関連性を体感できる質の高い自然体験が提供されている（風土、文化・風習、生活、歴史、産業など）
- ✓ 利用者が、利用に関する情報を効率的に収集できる環境が整備されている

**コメントの追加 [K45]**: 「誰もが…」について、削除する。

**コメントの追加 [K46]**: アイヌ民族の視点に立って利用に触れていただきたい。

**コメントの追加 [K47R46]**: ゾーニング的考え方の保護を前提にした利用を検討するべき。

**コメントの追加 [K48]**: 「利用しやすい環境」とは何かの説明が不明。

## （3）管理運営体制に関する事項

柱書：多様な主体が国立公園の管理運営に参画し連携・協働する国立公園

（以下の項目を一つの文章としてまとめる。）

- ✓ 関係者がそれぞれの役割を認識し、相互に連携・協働した取組を推進している
- ✓ 保護と利用の好循環が構築され、原生的な自然環境の保護と地域の活性化の相互発展が実現している
- ✓ 地域住民が国立公園に誇りを持ち、主体的に管理運営に参画している
- ✓ 利用者など地域以外の人々が原生的な自然環境の保全に賛同し、自主的に国立公園の管理運営に参画している
- ✓ 公園外の地域と一体的に広域連携が図られている

**コメントの追加 [K49]**: 「利用に関する情報を…環境」とはどのようなものを刺すのか。新設なのか。

**コメントの追加 [K50]**: 以下の追記を。「日本最大の国立公園にふさわしい公的な体制をつくる。事務所の増大。自然保護官の増員。」

**コメントの追加 [K51]**: 「関係者が…」について、「環境省を先頭に」を追加すべきである。

## 日高山脈襟裳十勝国立公園ビジョン（骨子案）への意見

構成員・アドバイザー名	ページ番号	項目	意見	理由
北海道アイヌ協会	1	1 (3)	歴史・風土・文化に関してアイヌ民族との関わりに触れていただきたい。	北海道の成り立ちを考えると、アイヌ民族の歴史・文化について明記することが必要と考えます。
十勝自然保護協会	1	1 (3)	「利用」を「保護と利用」に変える。	概要を論じるにあたっては保護についても加えるべきである。
日高北部森林管理署	1	1 (3)	自然環境のカッコ書きに高山植生とならんで森林植生を入れるべき。	今回の拡張区域が下部針広混交林を含んでいる意義は強調すべき。
日高町	1	2	地域の生活 生態系サービス	単語として「地域生活」と使うことはあるが、「地域の生活」と助詞を挟むと違和感を感じる。この場合、「生活」を入れるならば「地域住民」の生活とし、住民を入れないならば「暮らし」のほうがしっくりくると思われる。なお「5①」では「地域住民の生活」と明記していることから、どちらにしても言葉の整理が必要であろう。生態系サービスは生物多様性とは切り離せない考え方であるから、生物多様性についても触れるべきであろう。
十勝自然保護協会	1	2	「平地からの…」「地域住民に…」「地域の…」「岳人憧れ…」については取り上げる必要はない。	付随的なものである。記載しないか、記載しても扱いは小さくて良い。
十勝自然保護協会	1	2	IUCN（国際自然保護連合）の保護地域管理カテゴリーⅡにふさわしい地域であることを銘記すべきである。	本公園は国有地と道有地が圧倒的に占めていることもあり、国際的な国立公園の定義に合致しており、自然保護重視型の国立公園を目指すためにも加筆すべきである。
日高北部森林管理署	1	2	「多様な樹種からなる豊かな森林」といった記述は必要ではないか。	価値・魅力である。

構成員・アドバイザー名	ページ番号	項	目	意見	理由
日高町	1	3	(1)	保護に関する事項	日高山脈においては、アポイ岳に限らず高山植物群落の衰退が見られ、その要因が、この文言からは気候変動と捉えられるように感じるが、アポイ岳にあっても高山植物保護運動の原点は盗掘行為であった。そのためアポイ岳以外の地域においても盗掘防止の運動があり、保護のための活動が行われてきた。よってアポイ岳に限定すること無く国立公園区域全般にわたって高山植物群落の衰退が進んでいることを認識すべきであろう。また「2 値値魅力」で「貴重な野生動植物の生息・生育地」としながら、「3 (2)」で「ヒグマとの遭遇による事故」だけを取り上げるのは「保護」と「利用」の両輪から成る「国立公園」の理念に反する。地球温暖化により、氷河期に生き残りと呼ばれるエゾナキウサギの生息地も狭まってきている、よって「3 (1)」に動物に関わる現状課題の文言が必要と思われる。
十勝自然保護協会	1	3	(1)	現状として、以下の状況も加えるべきです。「登山道の荒廃（日高幌尻など）」「豊似湖のナキウサギ」。また「河川生態系の劣化」には砂防ダムなどの現状も加えるべきです。	全域にわたり、より詳細な現状認識の共有をするべきである。

構成員・アドバイザー名	ページ番号	項目	意見	理由
日高町	2	3 (2)	利用に関する事項	登山の高い難易度とあり（ ）内にアクセス性、施設の整備状況、安全性とある。これは整備されていないことが課題なのか？日高山脈登山の魅力はアクセス性の悪さ、整備されていない歩道、安全性の低さにより高度な登山スキル保持者しか入山できない優位性であり、登山スキルが低ければそれを補うガイド同行登山を義務づけることで優位性が保持されると共に地域経済へ寄与することも出来るのである。また、一般観光客の立入可能エリアが限定とあるが、国内の他の山岳国立公園、特に南アルプス国立公園においても同様なことが現状課題として取り上げられているか。標高の高い南アルプスのみが指定区域の南アルプス国立公園寄りも一般観光客が立入る区域があるにもかかわらず、このことを現状課題として取り上げていることに違和感がある。よってこの文言をもっと精査すべきであろう。さらに日高山脈登山における課題となる行為として「焚き火」がある。指定歩道においても沢登りルートがあり、濡れた身体を温める目的で焚き火を容認する関係者が非常に多い。沢登りルートはカールなど山岳氷河地形と繋がっており、カール内においてハイマツを伐採しての焚き火跡が今でも散見されている。現状課題として焚き火行為があることを認識すべきであろう。
十勝自然保護協会	2	3 (2)	「ヒグマ…」について、記載が必要なのか疑問である。	道内地域であれば現状把握として特段の記載は必要ないのではと思われる。啓発程度でよいのではないか。
十勝自然保護協会	2	3 (2)	「増加が…」について、対応上の何を問題にするのか不明である。	宿泊施設の問題としてならば何が問題なのか、本題には不要と考える。案内板等の表示記載の問題であれば、即時対応すればよいだけである。

構成員・アドバイザー名	ページ番号	項目	意見	理由
十勝自然保護協会	2	3 (2)	「資源が…」の意味するところが不明である。	「観光資源」という意味なのか、明らかにしてほしい。
十勝自然保護協会	2	3 (2)	「利用に…」について、「散在」の意味するところが不明である。	「散在」について明らかにしてほしい。
十勝自然保護協会	2	3 (2)	「一般観光客…」について、「限定」との記載は「限定されている」とことであれば、それは特段課題になるべきことではない。	この問題意識は「だからもっと入りやすくせよ」というのであれば、どの地域をそうしたいのかが議論の対象になる。ゾーニングの議論が課題である。
日高南部森林管理署	2	3 (2)	「管理が不十分な登山道がある（枝払い、徒渉）」とあるが、「枝払い」とは何を意味しているのか。	管理が不十分になっている要因には「枝払い」以外のも様々な要因がある。ここで「枝払い」だけ抜き出していることが不自然である。 また、枝払いの方法のよっては法的規制や立木補償の対象となるため慎重な対応が必要である。
日高町	2	3 (3)	管理運営体制に関する事項	国立公園周辺区域に居住する登山ガイド等ガイド事業者が少ない
十勝自然保護協会	2	3 (3)	「公園施設の…」について、具体的な施設が不明なので、明らかにしてほしい。また、「担い手」は民間を想定しているのか。環境省公務員（レンジャー）は全く不足があるので追記するべきである。	「担い手」を民間だけでなく、国内最大の公園にふさわしい環境省レンジャーなど公的人材を増員すべきである。
十勝自然保護協会	2	3 (3)	「地域の自然に…」「地域の歴史・文化を…」について、「現状と課題」には不要ではないか。	これらは、各自治体の課題ではないのだろうか。
十勝自然保護協会	2	3 (3)	「公園管理への…」について、「支援」とはどのようなことか。明記してほしい。	「財政的支援」ということか。
十勝自然保護協会	2	3 (3)	「国立公園内のみ…」「公園区域外の…」の内容が不明である。	ゾーニング的保護の観点からの議論が必要である。

構成員・アドバイザー名	ページ番号	項目	意見	理由
北海道運輸局	2	4	「持続可能な観光」に関する記載が必要だと考えます。	<p>2007年に「グローバル・サステナブル・ツーリズム協議会（GSTC）が発足し、2013年には持続可能な観光地域づくりの国際基準となる「GSTS-D」が開発され、国連において、観光地が「最低限遵守すべき項目」として位置付けられています。</p> <p>また、SDGsと観光の関係性について、国連世界観光機関（UN Tourism）は、「すべての目標に対して、観光は直接的、または間接的に貢献する力があり、持続可能な開発目標の達成に向けて、重要な役割を担っている」旨、宣言されているところです。</p> <p>このような背景から、「持続可能な観光」に取り組むべきことが国際的に求められており、時代の要請として重要なポイントになると考えます。</p>
日高町	2	4	時代の要請	外国人については、「3（2）」でも取り上げられており、どちらで取り上げるのか項目の整理が必要であろう。
十勝自然保護協会	2	4	(4「時代の要請」「自然共生サイト…」の「ネイチャーポジティブ」は日本語として表現してほしい。	日本語的に適当な訳はあると思う。
十勝自然保護協会	2	4	(4「時代の要請」「地域課題との…」について。国立公園との関連でこの項目を立てた理由が不明である。	明らかにしてほしい。
帯広市	2	5	「原性の山と森」→「原生の山と森」	誤字？

構成員・アドバイザー名	ページ番号	項目	意見	理由
日高町	3		基本理念	「5」では、厳正的な「保全」としているが、「5①」及び「6」では厳正な「保護」となっている。文言の整理が必要であろう。また「5」では「登山スキル」、「6（2）」では「技術レベル」とある。こちらも文言の整理が必要であろう。「5③」では「一般利用者」となっているが、「3（2）」では「一般観光客」となっており、ビジョン全体として文言のフレーズが散見される。国立公園区域外の地域を尊重することで国立公園区域内の保護と利用がおろそかになるのではないかと危惧されるので慎重な表現とされるよう望む。
帯広市	3	5	p.3「厳正的な保全」と p.4「厳正な保護」	質問：使い分けがあるのか
十勝自然保護協会	3	5 ②	(②適正な… ) 「神秘的な雰囲気」「遠慮（の心）」とはどのような内容か。不要ではないのか。	説明がほしい。
日高南部森林管理署	3	5 ②	「山や海への畏敬、感謝、遠慮の心」とあるが、「遠慮」の言葉に違和感を感じる。「深慮」「配慮」の方が適切ではないか。	同左
十勝自然保護協会	3	5 ②	「最大限に活用した」の表現は誤解を引き起こすのではないか。	「際限なく」になりかねない。むしろ「最小限に」ではないのか。
帯広市	4	(1)	p.4「スピリチュアルな雰囲気」とp.3「神秘的な雰囲気」	同じことを示すのであれば、表現は統一した方がよい
北海道アイヌ協会	4	6 (1)	アイヌ民族の視点に立って保護に触れていただきたい。	アイヌ民族（先住民族アイヌ）の世界観は、そもそも土地や資源の持続可能な開発目標、共生社会を醸成する考え方へ沿ったものです。よって、保護・活用に関する事項でも触れるべきと考えます。
十勝自然保護協会	4	6 (1)	「原生性が有する…」の項目は「保護」とは関連性がないので削除がよい。	かなり主観的な表現が多い。内容を説明されたい。

構成員・アドバイザー名	ページ番号	項	目	意見	理由
十勝自然保護協会	4	6	(1)	「誰もが…」について、削除する。	一見当たり前に読めるが、「誰もがどんな場所にも行ける」という考えにつながる恐れがあり、オーバーユース状態を引き起こすきっかけになる言葉となりかねない。
十勝自然保護協会	4	6	(1)	(1) 保護に関する事項について。既存の自動車道の新たな開削・整備をしない。	これ以上、手を付けない。
十勝自然保護協会	4	6	(1)	(1) 保護に関する事項について。全体にゾーニング的保護の考え方を貫く。	原生的部分には、これ以上、手を付けない。
北海道アイヌ協会	4	6	(2)	アイヌ民族の視点に立って利用に触れていただきたい。	アイヌ民族（先住民族アイヌ）の世界観は、そもそも土地や資源の持続可能な開発目標、共生社会を醸成する考え方方に沿ったものです。よって、保護・活用に関する事項でも触れるべきと考えます。
十勝自然保護協会	4	6	(2)	(2) 利用に関する事項について。「外国人利用者…」について、「利用しやすい環境」とは何かの説明が不明。	区別される環境の説明が必要。
十勝自然保護協会	4	6	(2)	(2) 利用に関する事項について。「利用者が、利用に…」について、「利用に関する情報を…環境」とはどのようなものを刺すのか。新設なのか。	既存の施設の整備で対応できないのか。
十勝自然保護協会	4	6	(2)	(2) 利用に関する事項について。ゾーニング的考え方の保護を前提にした利用を検討するべき。	これ以上、原生的自然に手を付けるべきでない。
十勝自然保護協会	4	6	(3)	(3) 管理運営体制に関する事項について。「関係者が…」について、「環境省を先頭に」を追加すべきである。	けん引すべき主体を明記することが重要である。
十勝自然保護協会	4	6	(3)	(3) 管理運営体制に関する事項について。以下の追記を。「日本最大の国立公園にふさわしい公的な体制をつくる。事務所の増大。自然保護官の増員。」	国立公園は、面積と内容度に応じた人的配置が肝要である。

# 観光立国推進基本計画(第4次)について(基本的な方針)

計画期間：令和5～7年度  
(2023～2025年度)

- 観光はコロナ禍を経ても成長戦略の柱、地域活性化の切り札。国際相互理解・国際平和にも重要な役割。
- コロナによる変化やこれまでの課題を踏まえ、2025年(万博開催)に向け、我が国の観光を持続可能な形で復活させる。
- 「持続可能な観光」「消費額拡大」「地方誘客促進」をキーワードに、全国津々浦々に観光の恩恵を行きわたらせる。

## 取り組む3つの戦略

### 持続可能な観光地域づくり戦略

- 観光地・観光産業の再生・高付加価値化
- 観光DX、観光人材の育成・確保
- 自然、文化の保全と観光の両立等、持続可能な観光地域づくり

### インバウンド回復戦略

- コンテンツ整備、受入環境整備
- 高付加価値なインバウンドの誘致
- アウトバウンド・国際相互交流の促進

### 国内交流拡大戦略

- 国内需要喚起
- ワーケーション、第2のふるさとづくり
- 国内旅行需要の平準化

## 目指す2025年の姿

※個別の施策については、主な内容を記載

- 活力に満ちた地域社会の実現に向け、地域の社会・経済に好循環を生む「持続可能な観光地域づくり」が全国各地で進められ、観光の質の向上、観光産業の収益力・生産性の向上、交流人口・関係人口の拡大がコロナ前より進んだ形で観光が復活している
- 万博の開催地である我が国が世界的潮流を捉えた観光地として脚光を浴び、「持続可能な観光」の先進地としても注目されている

# 観光業界の世界的な潮流

- コロナ禍を経て、世界の旅行者は持続可能性への関心や、自然・アクティビティに対する需要が高まっている。  
 → 日本の観光関係者も「持続可能な観光」への意識を高めていく必要がある。

「今後1年間において、よりサステナブルに旅行したい」  
 世界の旅行者の76%（日本の旅行者の56%）

※世界35の国と地域の33,228名を対象とした調査の回答結果  
 出典：Booking.com "Sustainable Travel Report 2023" (2023年2月)



プラスチックごみを回収する  
クルーズツアー（オランダ）



環境負荷の抑制や地元雇用に  
取り組むエコロッジ（フィンランド）



住民が観光客をおもてなし  
(カナダ・フォーゴ島)

## 自然・アクティビティに対する需要の高まり

※コロナ以前と比較し、キャンプ場や貸別荘のような宿泊施設に関する検索が増加  
 出典：Tripadvisor, beyond COVID-19: The Road to Recovery for the Travel Industry (2020年5月)



アドベンチャーツーリズム

世界のアドベンチャーツーリズム  
市場規模は、2026年には  
**173兆円まで成長**との予測あり  
⇒ツーリズム産業の成長を牽引

※出典：Allied Market Research



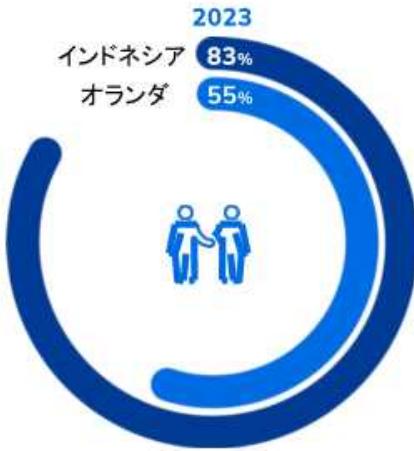
グランピング



アクティビティ

# 旅行者の意識

地域貢献意向が高く、中でも自然環境保護に貢献することをよりサステナブルな旅行形態と捉えている



**69%**

自分が旅行中に支払った金額が現地社会に還元されることを望んでいる、と回答。



**66%**

訪れた場所をより良い状態にして帰りたい、と回答。

## 上位4か国

**85% ケニア**

**83% ベトナム**

**81% インドネシア**

**81% タイ**

**52% イスラエル**

**51% ベルギー**

**51% ドイツ**

**41% オランダ**

## 下位4か国



また旅行者は、どのような旅行をよりサステナブルな形態の旅行とみなすかについて考えています。



**65%**

自然環境保護を、よりサステナブルな形態の旅行であるとみなしています。

**43%**

現地の地域経済を促進する活動やツアーを、よりサステナブルな形態の旅行であるとみなしています。

**55%**

旅行先の野生の動植物を保護し、自然の生息地を保護することを、よりサステナブルな形態の旅行であるとみなしています。

# 国立公園化を契機としたアポイ岳高付加価値化事業

## 事業目的

- 世界ジオパークの再認定及び国立公園化を契機として、より一層の自然保護と活用を推進できるコミュニティを形成する
- 観光客の流入が、産業の発展や自然環境の保護に貢献することを、地域住民が実感できるようにする



# アポイの豊かな森と海を感じるアポイ岳ハイキング

ハイキングを楽しみながら、アポイの豊かな自然を守る活動を知る



# アイヌ文様を木彫する世界に一つだけのオリジナル山テーブルづくり体験

山で使うギアづくりを通して、アイヌ文化を知る



# 港まちの山飯づくり体験

山で食べるご飯（トレイルフード）づくりを通して、地域の文化（生活）を知る

日高の素材を活用し



デイハイドレーター（食品乾燥機）で  
乾燥させ



トレイルフードへ



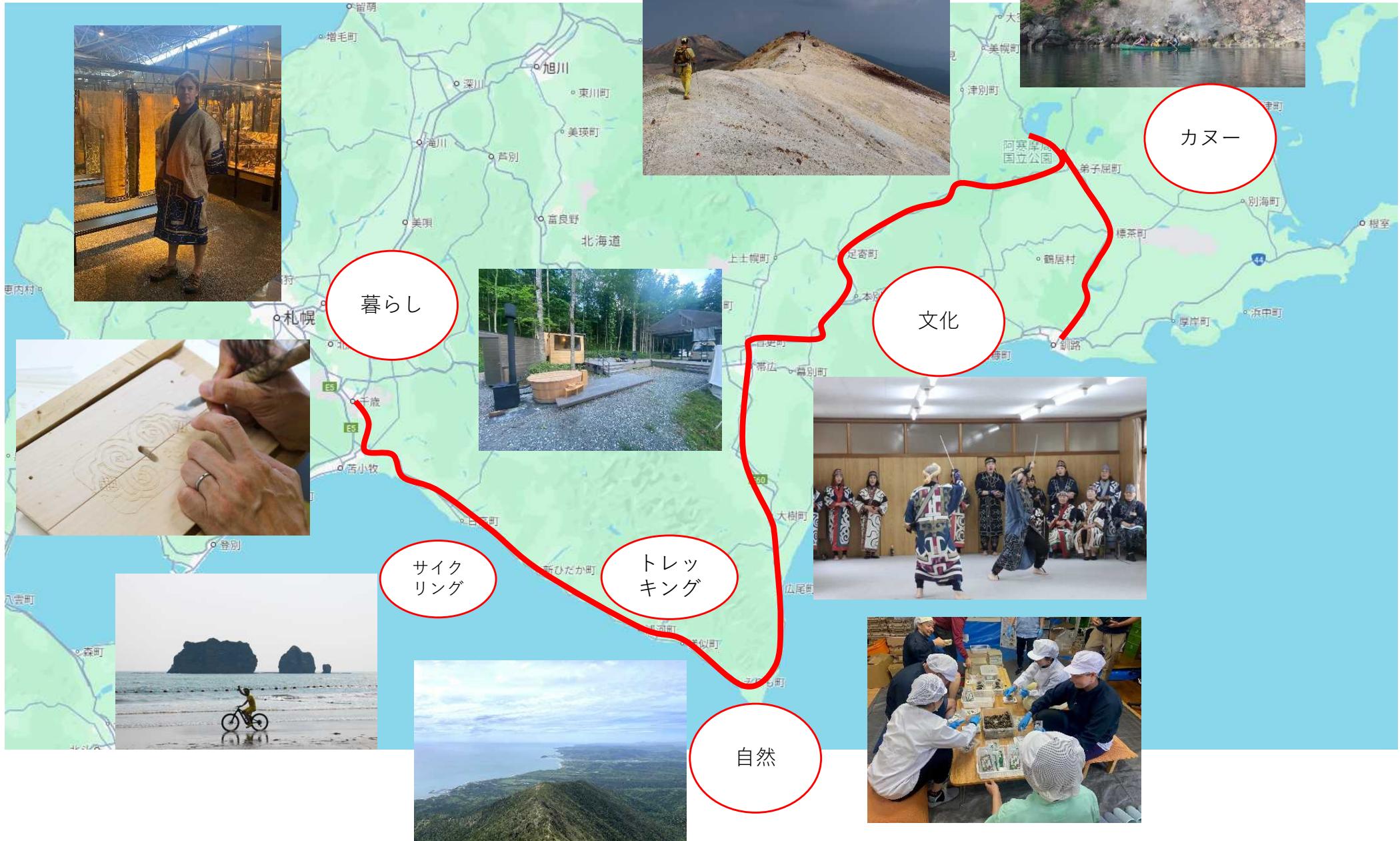
# ゆったりE-MTBライド

サイクリングを通して、地形、歴史、暮らしを知る



# Hokkaido Nationalpark Adventure 8泊9日

## ～固有の宝物との出会い～



## CHAORAS (チャオラス)

日本の伝統的なものづくりから生み出されるモノのよさを新しいアイデアで現代にマッチさせ、次世代につなぐTradition & innovationにチャレンジするブランド

日本の伝統的な生活用品「てぬぐい」を進化させ、おしゃれに機能的に使えるアクティビティ用タオルとして「スポーツてぬぐい」を開発

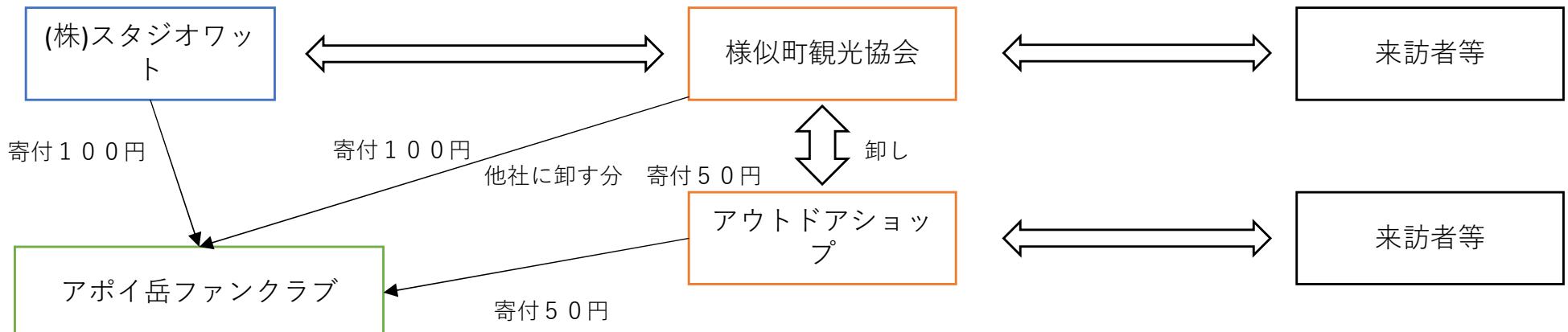
インスタグラム等のSNSをきっかけに海外のオンラインサイトでも人気に



「ヒダカソウ」や「アポイキンバイ」をデザイン



売り上げの一部を自然保護活動に充てる





## ABOUT

[会 場] アポイ山麓 ファミリーパークキャンプ場  
[日 程] 2024.10.26 sat - 10.27 sun  
[時 間] 26 sat : マーケット・フードブース / 13:00-17:00  
ワークショップ・トークショー / 13:00-19:30  
※最終入場 / 16:00  
27 sun :マーケット・フードブース / 10:00-14:00  
ワークショップ / 7:00-15:30  
※開始時間はプログラムによる  
[入場料] 一般 1,000円(出店ブースで使える500円クーポン券付き)/  
中学生以下・様似町民 無料  
[キャンプご利用料金はこちらから](#)

※入場料の売上はすべて自然環境保全のために寄付されます。



# #01 MARKET

[26SAT] 13:00 - 17:00 [27SUN] 10:00 - 14:00

道内外から集まった28店舗。

小規模ながらもオリジナリティに溢れたニッチなアイテムを展開するガレージブランドや、アウトドア・ハイキングのためのギアを取り扱うショップがアポイ岳に集結！滅多に会えないユニークで機能的なアイテムに出会えるはず。ショップスタッフさんと交流できる機会もあるので、こだわりを思う存分聞いてみて。



# ロングトレイルとは

## ロングトレイルとは

「歩く旅」を楽しむために造られた道。登頂を目的とする登山とは異なり、登山道やハイキング道、自然散策路、里山のあぜ道、ときには車道などを歩きながら、その地域の**自然や歴史、文化に触れる**ことができる。

※日本ロングトレイル協会HPより抜粋

登山道



舗装路



公園の散策路



## 【日本での動き】

- ・2005年 日本のロングトレイルの先駆けとされる「信越トレイル」(110km)が開通
- ・2012年 日本ロングトレイル協議会が発足
- ・2019年 日本唯一のNational Long Trailの「みちのく潮風トレイル」が開通
- ・2022年 日本ロングトレイル協議会が「Japan Trail」構想を発表

総務省の社会生活基本調査等から推計するロングトレイル対象人口は約2,840万人。日本ロングトレイル協議会は、自然体験型観光需要を想定すると、3,500万人以上の巨大市場に成長すると推計している。

ロングトレイルの盛んな英国では、「フットパス」の総延長が22万5,000km、その経済波及効果は1兆3,000億円との報告もある。

出典:トラベルジャーナル2022年8月1日号ロングトレイル特集より抜粋

# ロングトレイルの特徴(トレイルカルチャー)

人の出会い



画像提供:Bonnie & Clyde

# ロングトレイルの特徴(トレイルカルチャー)

## トレイルエンジェル・トレイルマジック



画像提供:Bonnie & Clyde

# ロングトレイルの特徴(トレイルカルチャー)

自然思考



画像提供:Bonnie & Clyde

# 自然環境保全と活用

自然を守る心を育てるには、その自然がどれほど素晴らしい、  
大切な物かということを知ることからはじめなければならない

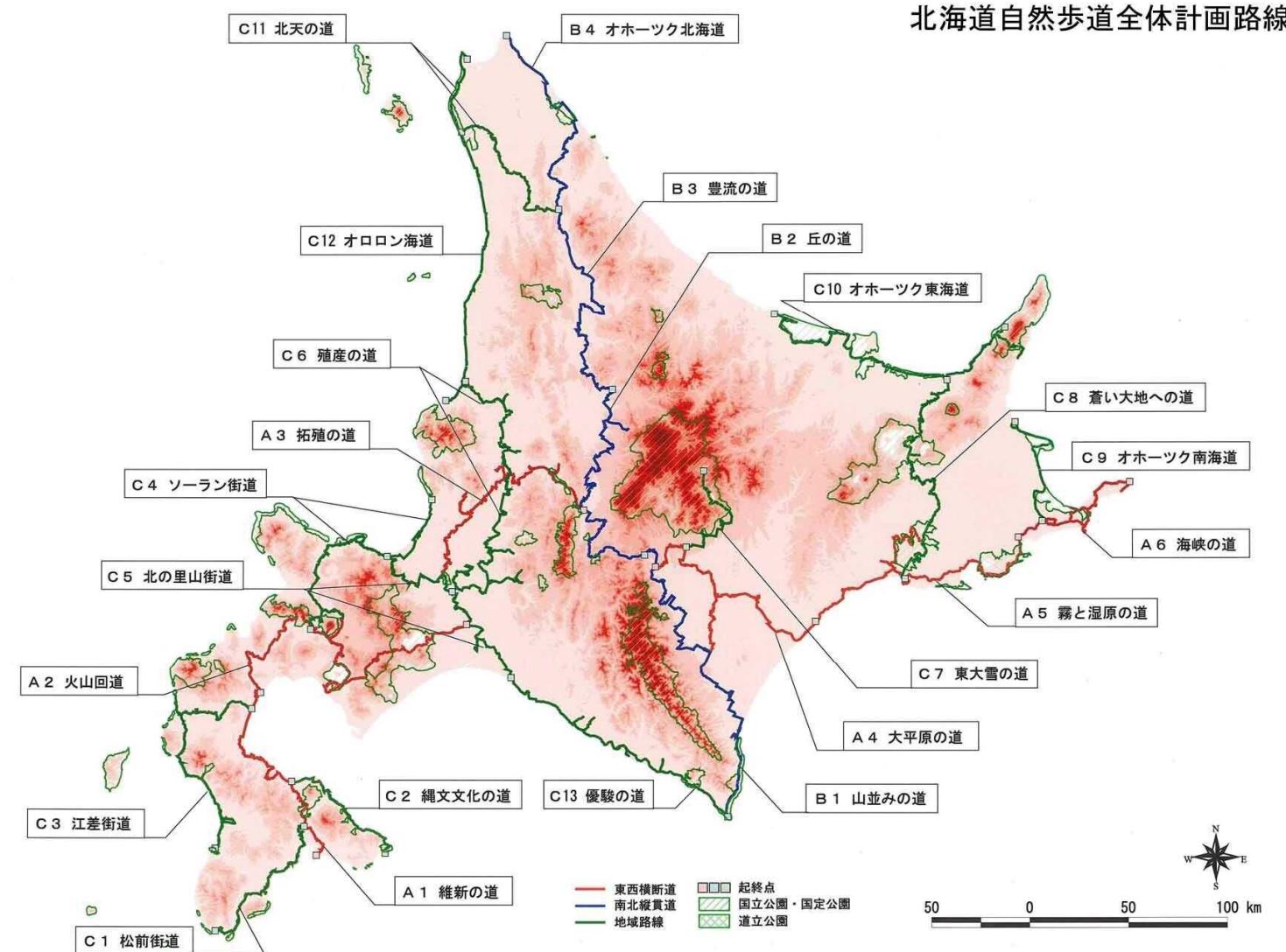
自然保護の父 ジョン・ミューア

# 長距離自然歩道

## 長距離自然歩道とは

### ■目的

長距離自然歩道は、国土を縦断、横断又は循環し、多くの人々が四季を通じて手軽に楽しくかつ安全に国土の優れた風景地等を歩くことにより、沿線の**豊かな自然環境**や以前景観、さらには**歴史や文化**に触れ、**国土や風土**を再認識し、併せて**自然保護に対する意識を高める**ことを目的としている。



## 北戸蔦別岳周辺登山道（チロ口川ルート） 地面の裸地化（改変及び高山植物踏みつけ跡） 現状確認

確認日

令和6年8月7日（水）

確認者

日高町地域経済課地域振興グループ 総括主幹 高橋 健

自然考房 代表 鈴木 宏紀



## 日高山脈における登山道適正利用について

### 1. 背景

日高山脈襟裳十勝国立公園協議会設立総会において、構成員から幌尻岳登山道利用上の課題について報告があり、また、当該報告を踏まえ、国立公園ビジョンの策定や行動計画等の検討と平行し、速やかに対応すべき課題に対しては検討を進めるべきとの意見が出された。

### 2. 本日の協議事項

日高山脈襟裳十勝国立公園協議会規約第8条に基づき、日高山脈登山道適正利用普及部会(仮称)の設置について早急に検討し、喫緊の課題への対応を進めてゆきたい。

そのために、まずは登山道管理の有識者、土地所有者登山道が存する関係自治体、山岳関係団体、自然保護団体等のコア関係者からなる準備会合を開催し、現状及び課題の整理並びに短期的な議論の方向性の検討を行うことを提案する。

- ※ 準備会合について、本幹事会開催の予備日としていた11月28日に開催することとしたい。
- ※ 当該部会の現時点の事務局案としての目的、検討内容、検討体制及び部会の設置期間、回数については、別添及び別紙を想定するが、準備会合で協議し具体化する。

(別添)

日高山脈登山道適正利用普及部会の設置について(事務局素案)

令和●年●月

日高山脈襟裳十勝国立公園協議会総会決定

日高山脈襟裳十勝国立公園協議会規約第8条に基づき、次の部会を設置する。

1. 部会の名称

日高山脈登山道適正利用普及部会

2. 部会の目的

日高山脈襟裳十勝国立公園の核心部となる日高山脈主稜線一帯は、山が険しくアクセス道路や整備された登山道、避難小屋は一部に限られ、多くの登山ルートは沢登りを必要とするなど難易度の高い登山形態であることから、氷河地形、高山植生及び我が国最大の原生流域を擁している。他方、登山ルート上で利用者の増加に起因すると思われる課題の指摘もあることから、登山利用に関する諸情報の発信、地域ルールの検討やマナーの周知・徹底等について、喫緊の対応が必要なもの、長期的な視点での対応が必要なものに分けて協議・検討を行い、対応策をとりまとめる。

3. 検討内容

➤ 喫緊の対応が必要なもの

- 日高山脈の登山利用の基本となるルール・マナーや遭難防止策についての再確認と周知・啓発
- 登山道の難易度(グレーディング)の設定・周知

➤ 長期的な対応が必要なもの

- 定期的なルール等の普及啓発活動
- 登山道の利用状況と周辺環境の把握
- 登山道利用にかかる新たなルール設定の検討(携帯トイレ・野営など)

4. 体制

- 幹事会構成員のうち、参画を希望する者を部会構成員とするほか、必要に応じて、アドバイザー等を招へいする。

5. 部会の開催頻度等

- 喫緊の対応が必要なものについて、令和7年夏山シーズンまでに3回程度の部会を実施し、喫緊に必要な対策をまとめる。
- 長期的な対応が必要なものについては、協議会における国立公園ビジョン等の議論の状況を踏まえて、本部会での議題に応じて開催頻度を検討し、協議を行う。

#### 資料4 各構成員からの情報提供資料

- (1) 日高山脈襟裳十勝国立公園協議会幹事会資料（3森林管理署）
- (2) 日高自然の森自然観察教育林（日高北部森林管理署）
- (3) シンポジウム フライヤー（日高振興局）
- (4) Feel the HIDAKA in 浦河町（自然体験会）（日高振興局）
- (5) 日高山脈襟裳十勝国立公園指定記念行事チラシ（十勝総合振興局）
- (6) 十勝山岳連盟実施（十勝山岳連盟）



# 日高山脈襟裳十勝国立公園協議会幹事会資料

## 登山道に通じる国有林林道の通行状況

日高北部森林管理署  
日高南部森林管理署  
十勝西部森林管理署

山岳名	標高m	森林管理署	使用林道名	市町村名	林道の主な管理	令和6年度のゲート解放期間	R6大雨等による林道通行止め期間	関連山岳名
幌尻岳	2,052	日高北部	糠平、幌尻	平取町	平取町/ 日高北部署	(バス運行期間) 7月1日～9月30日 ※ゲートは非開放	(バス運休期間) 8月22日～9月8日	戸萬別岳
			チロ口	日高町	日高北部署	5月10日～10月17日		エビラ岳・北トタベツ岳
		日高南部	新冠	新冠町	新冠町/ 日高南部署	6月15日～9月30日	7月29日～7月30日 8月23日～8月28日	イドンナップ岳
チロ口岳	1,880	日高北部	パンケヌシ	日高町	日高北部署	5月10日～10月17日	8月27日～9月20日	
神威岳	1,600	日高南部	元浦川	浦河町	日高南部署	6月1日～9月30日	7月29日～7月30日 8月7日～8月8日	ペテガリ岳
芽室岳	1,754	十勝西部	上羽帶、オマベツ	清水町	十勝西部署	常時開放		
伏美岳	1,792	十勝西部	トムラウシ沢	芽室町	十勝西部署	林道被災により閉鎖		
久山岳	1,411	十勝西部	旭山	清水町	十勝西部署	常時開放		
戸萬別岳	1,959	十勝西部	トムラウシ沢	芽室町	十勝西部署	林道被災により閉鎖		
エサマンツタベツ岳	1,902	十勝西部	戸萬別川、エサマン戸萬別	帯広市	十勝西部署	常時開放（ヒュッテから5.7km地点で通行止め）		
十勝幌尻岳	1,846	十勝西部	戸萬別川、オビリネップ	帯広市	十勝西部署	常時開放	10月7日～10月26日まで事業実施のため通行止め	
ペテガリ岳	1,736	十勝西部	歴舟川支流	大樹町	十勝西部署	林道被災により閉鎖		
楽古岳	1,471	十勝西部	札楽古	広尾町	十勝西部署	林道被災により閉鎖		

# 美しの森 お薦め国有林

## 祝・日高山脈襟裳十勝国立公園指定 日高自然の森自然観察教育林

日高北部森林管理署

### 【日高自然の森自然観察教育林】

日高自然の森自然観察教育林は、日高山脈の北西部のふもと日高町日高地区に位置しています。



令和5年度にリニューアルした案内看板

**【地理的・地形的特徴】** 日高山脈は北海道中南部に位置する南北 150km 以上に及ぶ脊梁山脈で、北米プレートとユーラシアプレートの衝突が進行した結果、約 1,300 万年前から山脈が上昇し形成されたとされます。日高町日高地区は、日高山脈の形成により圧縮され地表にあらわれた中生代白亜紀の島弧一海溝系の地質と大西洋地域の地質を同じ場所で観察できる世界でも数少ない地域です。

**【歴史】** この森では、昭和 12 年～昭和 29 年まで、マンガン鉱、クロム鉱、石綿などの採掘がおこなわれており、鉱石運搬路の造成に際し、沢水を迂回させるためのトンネルが掘られ、その出口にできた人工の滝が「サンゴの滝」です。この滝の名称は、トンネル工事に際して、「六射（ろくしゃ）サンゴ」の化石が発見されたことに由来します。この化石の存在は、8,500 万年ものはるかな昔、ここが海の底であったという証拠となるものです。その後、昭和 46 年に、国民の保健休養の場として、「日高自然の森」が設定されました。

令和 6 年 6 月 25 日には、日高山脈襟裳十勝国立公園が誕生し、その区域に含まれました。

### 【森の楽しみ方】

なみだの滝を経由してさんごの滝へと向かう散策コースには、樹名牌が整備されており、多様な樹種を学べるとともに、大地の歴史が積み重なった様々な地層を観察し、河原では、ヒスイやクロム鉱などの岩石や鉱石を手にとって確かめることができます。野鳥や昆虫などの観察も楽しめるため、自然体験の場としても活用されています。国立日高青少年自然の家や日高山脈博物館では、この森をフィールドとした様々な体験メニューと観察会を提供しています。

#### 【日高沙流川 オートキャンプ場】

近接している日高沙流川オートキャンプ場は、敷地面積が 22 万m<sup>2</sup>あり、川遊びや森林浴が堪能できます。オートサイトが 103 区画、フリーテントサイトが 100 区画あり、バーベキューハウスやバンガロー、ピザ窯（予約制）などもあります。ドッグランも完備し、ペット同伴の利用も可能です。



#### 【日高国際スキー場】

日高国際スキー場は、眼下に広がる日高町の街並みと芦別岳（あしべつだけ）や夕張岳（ゆうぱりだけ）の眺望を楽しみながらパウダースノーをダイナミックに滑走できるだけでなく、夏は北日高岳登山や雲海が楽しめることから、多くの来訪者で賑わっています。

#### 〈アクセス〉

- ・札幌駅（道央道占冠 IC : 約 90 分）→一般道（約 15 分）→日高自然の森自然観察教育林
- ・苫小牧（とまこまい）フェリーターミナル→一般道（約 100 分）→日高自然の森自然観察教育林
- ・帯広駅（占冠 IC : 約 70 分）→一般道（約 15 分）→日高自然の森自然観察教育林

# 指定記念

## 日高山脈襟裳十勝国立公園 シンポジウム

日時

**2024.10.12(土)**  
**13:30～15:30 (12時開場)**

参加費  
無料  
定員100名  
(事前申込制)

### オープニングトーク

“ひだかの魅力”～浦高写真部による写真紹介！  
北海道浦河高等学校写真部の皆さん

### 基調講演

「国立公園におけるアドベンチャートラベルの可能性」  
(仮題)

国土交通省北海道運輸局観光部 浅野辰弥

### 同時開催

北海道浦河高等学校写真部パネル展／  
十勝から見た日高山脈コーナー（十勝総合振興局提供）

### パネルディスカッション

「日高山脈襟裳十勝国立公園の比類なき価値を守るために」

コーディネーター 自然考房 Nature Designing 代表 鈴木宏紀

パネリスト 日高山脈博物館学芸員 東豊士 (五十音順)

新ひだか自然保護官事務所レンジャー 草留大岳

国土交通省北海道運輸局観光部 佐々木崇史

(一財)自然公園財団阿寒湖支部 野竿陽平

司会 新ひだか町移住コンシェルジュ 市川福子

会場

浦河町総合文化会館 ミニシアター  
浦河町大通3丁目52番地 (地下1階)

申込先

北海道日高振興局地域政策課  
0146-26-7991(平日9:00～17:00)

後援：日高町、平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町、日高町村会、

国土交通省北海道運輸局、環境省北海道地方環境事務所

申込フォーム  
10/9(水)  
まで



# 日高山脈襟裳十勝国立公園誕生記念

Sponsored by

日高振興局

協力 浦河町



国立公園 自然体験会

【参加費】  
無料

## Feel The HIDAKA in 浦河町

【開催日時】  
2024年 10/20 (日)

10:00～12:00

申込はこちらから

【申込】



**浦河町**  
オロマップキャンプ場で  
火起こし体験 🔥



自然の中から火起こしに必要なものを集め、火起こしスキルを習得しよう！ガイドは浦河町地域おこし協力隊白取隊員！

### お知らせ

【集合】10時00分オロマップキャンプ場

【持ち物】軍手、防寒着、飲物

※ 汚れても良い服装で参加してください。

【申込受付】10月15日(火)まで

・悪天候等により中止する場合は、前日連絡します。

・参加者の保険料は、振興局で負担します。

### ナナイロひだかSNS

Facebook



Instagram



X



★今後各町でガイドツアーを実施予定です★

10/13(日)平取町「二風谷」、10/26(土)日高町「サンゴの滝」など。

詳しくは、日高振興局のSNSでお知らせします。

自分たちで火起こしてみよう！  
マシュマロも焼いてみたいね！  
キャンプや災害時にも役立つね！



### お問い合わせ先

北海道日高振興局 地域創生部地域政策課（担当：菅原）

TEL: 0146-22-9077 Mail: hidaka.chisei1@pref.hokkaido.lg.jp



# 日高山脈襟裳十勝国立公園指定記念行事

講話/番組上映会/特別対談「日高山脈をもっと知ろう」/連携展示

開催日 令和6年 11月2日（土）

会場

帯広畜産大学(帯広市稻田町西2-11)

講話 / 番組上映会 / 特別対談 12:00～15:50 帯広畜産大学講堂

講話

**日高山脈襟裳十勝国立公園の概要と適正利用について**

話者 環境省帯広自然保護官事務所 柳田 邦玲雄 自然保護官

番組  
上映会

**グレートトラバース3 最難関！ 日高山脈大縦走**

特別  
対談

**田中陽希×野村良太 日高山脈をもっと知ろう**

出演予定

**田中 陽希 氏**

/プロアドベンチャーレーサー



**野村 良太 氏**

/登山家



観覧 入場無料・事前申込

NHK帯広放送局ホームページから応募

<https://www.nhk.or.jp/obihiro/>

応募締切 令和6年10月21日（月）23時59分まで

※ 観覧希望などが多い場合は抽選となります

連携展示

10:00～17:00 帯広畜産大学かしわプラザ

入場無料・事前申込不要

協力機関と連携した国立公園の適正利用の推進や魅力発信のための展示

日高山脈パネル展示、日高振興局主催の指定記念シンポジウムの開催結果、  
関係市町村のパンフレットなど

主催

NHK帯広放送局 北海道十勝総合振興局

協力

環境省北海道地方環境事務所帯広自然保護官事務所、北海道日高振興局、日高山脈国立公園化推進事業実行委員会、十勝・日高山脈観光連携協議会、十勝毎日新聞社、北海道新聞社帯広支社

問い合わせ 行事概要等について

北海道十勝総合振興局環境生活課

☎ 0155-26-9028 (平日 8:45～17:30)

HP <https://www.tokachi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kks/tokachipark.html>

観覧申込等について

NHK帯広放送局

☎ 0155-23-3111 (平日 10:00～17:00)

HP <https://www.nhk.or.jp/obihiro/>

資料 4 (6)

十勝山岳連盟実施



8月31日 携帯トイレキャンペーン（全道登山大会）



携帯トイレ配布



9月21日 滝巻道フィットロープ点検



道迷いテープ、ペイント表示

## 日高山脈襟裳十勝国立公園協議会規約

### (名称)

第1条 本会は、日高山脈襟裳十勝国立公園協議会と称する。

### (目的)

第2条 本会は、日高山脈襟裳十勝国立公園の保全と利用の目標を示した国立公園ビジョンを策定するとともに、その実現を目指して、構成員が連携した取組を推進することにより、本公園の優れた自然環境の保全と適正な利用を推進することを目的として設置する。

### (協議事項)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事項を協議する

- (1) 日高山脈襟裳十勝国立公園ビジョンに関する事項
- (2) 日高山脈襟裳十勝国立公園ビジョンの実現に向けた管理運営方針及び行動計画に関する事項
- (3) 前号の行動計画に基づく取組の実施に関する事項
- (4) その他、前条の目的の達成のために必要な事項

### (構成)

第4条 本会は、別添1に掲げる機関、団体等により構成する。

### (会長)

第5条 会長は、北海道地方環境事務所長が務める。

### (総会)

第6条 総会は、年1回開催するほか、会長の招集により必要に応じて開催する。

- 2 総会の議長は、会長が務める。
- 3 総会は、第3条の事項について協議する。

### (幹事会)

第7条 本会に、幹事会を設置する。

- 2 幹事会は、必要に応じて事務局が招集する。
- 3 幹事会の構成員は、別添2による。
- 4 幹事会は、総会の議事に関する予備的協議、その他連絡調整を行う。
- 5 幹事会は、必要に応じ別添3のアドバイザーを招聘し意見を聴くことができる。

(部会)

第8条 本会に、部会を設けることができる。

- 2 部会の設置及び運営に必要な事項は、総会において決定する。
- 3 部会は、必要に応じ別添3のアドバイザーを招聘し意見を聞くことができる。

(事務局)

第9条 本会の事務局を、北海道地方環境事務所国立公園課に置く。

- 2 事務局は、会の庶務を行う。

附則 この規約は、令和6年8月27日から施行する。

## 別添1

機関・団体等	構成員
学識経験者	中村 太士（北海道大学名誉教授） 愛甲 哲也（北海道大学教授）
国	日高北部森林管理署長 日高南部森林管理署長 十勝西部森林管理署長 北海道開発局開発監理部開発連携推進課長 北海道運輸局観光部長 北海道地方環境事務所長
北海道	環境生活部長 日高振興局長 十勝総合振興局長
市町村	帶広市長 日高町長 平取町長 新冠町長 浦河町長 様似町長 えりも町長 新ひだか町長 清水町長 芽室町長 中札内村長 大樹町長 広尾町長
登山関係団体	十勝山岳連盟会長 日高山岳連盟会長
自然保護団体	アポイ岳ファンクラブ会長 十勝自然保護協会 共同代表
観光関係団体	十勝観光連盟会長 日高管内観光連盟会長

別添2

機関・団体等	幹事会構成員
有識者	中村 太士（北海道大学名誉教授） 愛甲 哲也（北海道大学教授）
国	日高北部森林管理署次長 日高南部森林管理署総括事務管理官 十勝西部森林管理署総括森林整備官 北海道開発局開発監理部開発連携推進課長 帯広運輸支局 首席運輸企画専門官(企画輸送・監査担当) 室蘭運輸支局 首席運輸企画専門官 (総務企画担当) 北海道地方環境事務所国立公園課長
北海道	環境生活部自然環境局自然環境課自然公園担当課長 日高振興局環境生活課長 十勝総合振興局環境生活課長
市町村	帯広市都市環境部環境室環境課長 日高町日高総合支所地域経済課長 平取町観光商工課長 新冠町企画課長 浦河町商工観光課長 様似町商工観光課長 えりも町産業振興課長 新ひだか町総務部まちづくり推進課長 清水町農林課長 芽室町環境土木課長 中札内村産業課長 大樹町住民課長 広尾町水産商工観光課長
登山関係団体	十勝山岳連盟会長 日高山岳連盟会長
自然保護団体	アポイ岳ファンクラブ会長 十勝自然保護協会事務局長
観光関係団体	十勝観光連盟事務局長 日高管内観光連盟事務局長

### 別添3

(アドバイザー)

学識経験者

アイヌ文化関係団体

登山関係団体又は山岳ガイド事業者

遭難対策関係団体

自然保護関係団体

観光関係団体又は観光事業者

交通事業者

経済関係団体

金融関係団体

その他、協議会が認める者

日高山脈襟裳十勝国立公園協議会の当面の進め方について

参考資料2

【スケジュール（予定）】

実施項目	令和6年度												令和7年度												令和8年度～			
	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3								
<b>●会議開催</b>																												
協議会総会	8/27									予定															年1回開催（第1四半期予定）			
幹事会		10/11		12/20		2/19																			年4回程度開催（適宜）			
登山道適正利用普及部会（仮）																									適宜設置開催			
(→準備会合)			11/28																									
その他部会																									適宜設置開催			
<b>●議題</b>																												
ビジョン	幹事会において、ビジョン（案）を作成→協議会において承認 <幹事会の進め方（想定）> R6第1回 骨子案への各機関意見のとりまとめ。完成形のイメージを共有。 R6第2回 各機関の意見を反映した「素案」を提示。さらに議論。 R6第3回 概ね確定。 R7第1回 協議会総会準備。																								承認されたビジョンを公園計画の基本方針に反映させ、所定の手続きを経て決定する。			
管理運営方針													幹事会において、管理運営方針（案）を作成し、協議会で承認いただく。 公園計画の基本方針に反映させ、所定の手続きを経て決定する。															
行動計画・地域ルール													幹事会において、行動計画（案）を作成し、協議会で承認いただく。 国立公園管理運営計画の一部として反映させ、所定の手続きを経て決定する。															
登山道適正利用普及部会（仮）			令和7年度夏山シーズンに向け、喫緊の課題について対応を協議。																						夏山シーズンの状況について各構成員が把握した情報を共有。管理運営方針等の検討状況を踏まえ、部会を開催。			
その他部会		幹事会において、部会設置について適宜検討。													必要に応じて、部会を設置し、個別課題について議論。													

(用語の定義)

ビジョン	国立公園の風景型式及び公園の利用の現況並びにそれらの特性を踏まえ、公園の風致景観を保護するとともに、その特性に対応した適正な利用が行われるよう、中長期的な視点に立ち、公園の望ましい姿（公園の保護すべき資源、利用の方向性等）、公園が提供すべきサービス（役割、機能）、公園の価値や保全・利用の目標をわかりやすく示したもの。
管理運営方針	ビジョンの実現に向け公園を管理運営していくに当たっての方向性を示したものであり、「保護に関する事項」と「利用に関する事項」に分けて記載する。 「保護に関する事項」として、当該公園の主要な保護対象及びそれらの保護管理の方針、特別地域（特別保護地区並びに第1種、第2種及び第3種特別地域）、海域公園地区及び利用調整地区等の指定方針等について記載する。 また、「利用に関する事項」として、主たる利用形態、公園区域内外にわたる利用動線の現況と今後の方針、主要な利用拠点又は利用施設の配置及び整備の方針、特定の地域における利用規制に関する方針等を記載する。
行動計画	ビジョン、管理運営方針等に基づき、自然環境の保全、利用施設の整備及び取組内容及び役割分担について整理したもの。
地域ルール	国立公園の全部又は一部の地域において、自然環境や利用状況を踏まえて定める地域特有の自然環境保全及び適正利用の推進のための自主的なルールや遵守事項。

### 3. ビジョン

大雪山国立公園では、荒廃や低迷を食い止め優れた価値を守ること、課題を解決することで自然環境や生物多様性の状態、利用体験の質を現状以上に豊かなものとすることを目指します。これにより、みんなが大雪山国立公園を誇りに感じ、世界の人々を魅了する山岳国立公園にしていきます。

具体的には、次の（1）～（4）の姿を目指していきます。

このビジョンは、2020（令和2）年6月に、多様な地域関係者が参画する大雪山国立公園連絡協議会において検討が行われた上で、決定されたものです。

(1) 大雪山の自然環境が守られ、より豊かになった国立公園を実現する

- 1) 山岳地域—大雪山グレードに応じた保全を進める
- 2) 山麓地域—多様な景観要素の保全を進める

(2) 魅力を活かし、質の高い利用体験ができる国立公園を実現する

- 1) 山岳地域—大雪山グレードに応じた管理と利用を進める
- 2) 山麓地域—利用体験の質の向上を進める

(3) つながっていく国立公園を実現する

- 1) 来訪者に向けた情報発信を進める
- 2) 大雪山国立公園に関わるすべての人々に向けた価値の発信を進める

(4) みんなが協働して管理運営する国立公園を実現する

- 1) 協働型管理運営体制を維持する
- 2) 管理運営への利用者の参加、周辺地域との連携を進める
- 3) みんなが学び成長し、将来世代へ引き継ぐ国立公園を実現する

これらをひとことで表現すると、次のとおりです。

**まもり、活かし、つなげよう  
みんなでつくる、世界を魅了する大雪山国立公園**

## 4. 管理運営方針

### (1) 大雪山の自然環境が守られ、より豊かになった国立公園

#### 1) 山岳地域—大雪山グレードに応じた保全

登山道の荒廃や登山者の踏み荒らしにより改変、消失した植生、地形や土壤を回復させます。また、気候変動やエゾシカの影響等による植生の変化を監視して、気候変動への適応に関する取組を検討します。これらについては、大雪山グレードに応じて原生的な自然環境が維持された地域から優先的に取り組みます。

また、セイヨウオオマルハナバチを始めとする外来生物の侵入、定着から、高山生態系を保全します。

これらにより、広大な原生的山岳景観、火山を基盤として広大さを形作る特徴的な地形と、その上に大規模に広がる生物多様性が守られた国立公園を目指します。

#### 2) 山麓地域—多様な景観要素の保全

峡谷と柱状節理、湖、滝、温泉など、山麓地域の多様な景観要素を守り、特に利用施設から見える重要な景観要素については、その周辺の自然環境とともに良好な景観が確保された状態を目指します。

### (2) 魅力を活かし、質の高い利用体験ができる国立公園

#### 1) 山岳地域—大雪山グレードに応じた管理と利用

大雪山グレードに応じた登山道の管理により登山道の荒廃が解消され、周辺自然環境に調和した案内板、誘導標識等が整備され、野営指定地や避難小屋においては施設の更新と管理が行き届いた状態を目指します。

また、携帯トイレの普及、携帯トイレ関係設備の充実、既存の常設トイレの効果的な利用などにより、野外へのし尿排出をなくし、し尿の問題を解決します。

また、ドローンをはじめとする技術の進展等により新たな山岳地域における利用形態が生じ、利用者間又は利用者・管理者間で問題が生じるような時は、関係者間で対応を検討して解決し、快適に利用できる空間を維持します。

これらにより、大雪山グレードに応じた利用が行われ、大雪山の原生的で雄大な山岳景観を満喫できる状態を目指します。

#### 2) 山麓地域—利用体験の質の向上

層雲峠温泉、愛山渓温泉、大雪高原温泉、旭岳温泉、天人峡温泉、白金温泉、吹上温泉、十勝岳温泉、トムラウシ温泉、然別湖、ぬかびら源泉郷、士幌高原などすべての利用拠点において、その場所に滞在することを主要な目的とする旅行者を増やします。

そのために、大雪山国立公園の資源（温泉、峡谷、湖、雪等の景観要素のほか、これらを眺望したり体験したりできる歩道、園地、乗り物、施設<sup>18</sup>等。）を、世界中で大雪山国立公園でしか体験できない“本物”を感じるストーリーを持つコンテンツに磨き上げ、SNSに発信したくなるような新たな体験の仕方を提案し、それを支える体制

<sup>18</sup> 施設については国立公園の公園計画（利用施設計画）に位置付けられたものに限る。

を各利用拠点で整えます。

また、これら利用拠点の宿舎等施設の改修、更新にあわせ、省エネルギーの設備導入や地域の再生可能エネルギーの使用による温室効果ガスの削減、廃棄物の削減や資源の循環を促進することを通じて、大雪山国立公園の利用拠点が、地域循環共生圏<sup>19</sup>の中核としての役割を果たして自然と共生していくイメージ（付加価値）を付け、それを利用者に浸透させます。

これらにより、山麓地域の利用体験の質の向上を目指します。

### （3）つながっていく国立公園

#### 1) 来訪者に向けた情報発信

旅行や登山の準備段階において、大雪山国立公園に入ってから出るまでの間に必要な情報についてインターネット等を通じて、わかりやすく得られる状態を目指します。また、各利用拠点を中心としてネットワークを形成し、質の高い利用体験がいつ、どこで、又はどの施設にコンタクトを取ればできるかという情報が発信できる状態を目指します。

旅行者や登山者が実際に大雪山国立公園に来訪した際には、各施設等で必要な情報に接することができ、求める情報にアクセスしやすいよう、窓口や案内板やサインの表記が充実した状況を目指します。

また、増加する外国人利用者に対しても、必要な情報が多言語で発信されることを目指します。

情報発信を充実させることにより、利用者の満足度の向上だけでなく、山岳地域においては、遭難の減少や安全確保が実現します。

#### 2) 大雪山国立公園に関わるすべての人々に向けた価値の発信

大雪山国立公園の持つ優れた価値、荒廃や低迷を食い止め課題を解決するための取組、目指す姿が実現した状態を、大雪山国立公園に関わるすべての人々に発信するとともに、日本国内さらには世界に発信し続けることで、大雪山国立公園の価値が理解され、共有された状態を目指します。

これにより、大雪山国立公園が地域の誇りとなるばかりでなく、世界の人々を魅了し何度も訪れてみたいと思う国立公園を目指します。

<sup>19</sup> 「地域循環共生圏」とは、各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方で、2018（平成30）年4月に閣議決定した第五次環境基本計画で提唱。

#### (4) みんなが協働して管理運営する国立公園

##### 1) 協働型管理運営体制の維持

国立公園に関わる多様な立場の機関、団体が参画する協働型の管理運営体制を維持し、大雪山国立公園の目指す姿を実現する取組を進めます。

##### 2) 管理運営への利用者の参加、周辺地域との連携

大雪山国立公園ビジョンは、大雪山国立公園の利用者、関係するあらゆる人々（みんな）と共有し、浸透させます。そして、みんなで目指す姿を実現するための取組を実施します。具体的には、大雪山国立公園の管理運営に参加・協力したい人がお金や労力を提供できる仕組みが整った状態を目指します。

また、大雪山国立公園周辺の旭川地域、帯広地域は、大雪山国立公園にアクセスする拠点です。国立公園外の地域から大雪山を見ると、雄大な山々が連なる素晴らしい景観を見ることができます。旭川地域、帯広地域などの地域も、大雪山国立公園にとって重要な地域であると考え、今後は、両地域との連携をさらに推進し、両地域においても大雪山国立公園の情報が発信される状態を目指します。

##### 3) みんなが学び成長し、将来世代へ引き継ぐ国立公園

大雪山国立公園を取り巻く自然的、社会的環境は今後も急速に変化していくことが予想されます。今後の変化に柔軟に対応しながら目指す姿を実現していくためには、みんなが学び、成長していくことが重要です。

大雪山国立公園ビジョンを実現するために必要な具体的な取組を実施できる人材を育成する観点から、学びを支援する体制が整った状態を目指します。

みんなで、これらの目指す姿が実現した国立公園を、後世まで地域の宝として守り続け、将来世代に引き継いでいきます。

## 第3章 ビジョン

## 1 阿蘇くじゅう国立公園阿蘇地域のビジョン

前章まで述べたとおり、阿蘇地域の景観は、世界水準のデスティネーションを目指す上で、又は、世界文化遺産登録を推進する上での基盤となる資源です。この長年かけて築き上げられた「阿蘇らしい」景観を守っていくためには、生業である農畜産業を維持し、資源を観光等で活かしながら、地域外の受益者も含めたありとあらゆる関係者で支え合う仕組みによって「はぐくみ」、さらに「未来へつなぐ」ことが重要であり、これこそが本公園の目指す姿です。そこで、阿蘇くじゅう国立公園阿蘇地域のビジョンを「はぐくみ、つなぐ『阿蘇らしさ』～世界に誇れる国立公園へ～」に設定します。



## 2 国連持続可能な開発目標（SDGs）への貢献

持続可能な開発目標：SDGs（Sustainable Development Goals）は、先進国と途上国のすべての国を対象に、経済・社会・環境の3つの側面のバランスが取れた社会を目指す世界共通の目標として2015年9月に国連サミットで採択されました。貧困や飢餓、水や保健、教育、医療、言論の自由、ジェンダー平等等の人々が人間らしく暮らしてくための社会的基盤を2030年までに達成するという目標になっており、17のゴール（目標）とそれぞれの下により具体的な169項目のターゲット（達成基準）があります。

本ビジョンは、このSDGsの目標にも貢献できるものであるべきものです。具体的には、ビジョンの実現や管理運営方針の推進によって、主に下図のようなSDGsの目標への貢献ができると考えています。

	取組によって直接アプローチするゴール	取組を行うことで貢献できると考えられるゴール		
I 世界に誇る自然環境と文化的景観の保全	 <b>15 陸の豊かさも守ろう</b>	 <b>6 安全な水とトイレを世界中に</b>	 <b>14 海の豊かさを守ろう</b>	
II 自然資源等を活かした地域経済の振興	 <b>8 働きがいも経済成長も</b>	 <b>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</b>	 <b>12 つくる責任つかう責任</b>	
III 自然資源を活かした持続可能な地域社会の形成	 <b>4 質の高い教育をみんなに</b>	 <b>11 住み続けられるまちづくりを</b>	 <b>13 気候変動に具体的な対策を</b>	 <b>17 パートナーシップで目標を達成しよう</b>

## 第4章 管理運営方針

本章では、ビジョン実現の3つの柱を、管理運営の方針として設定しています。

### 1 方針 I 世界に誇る自然環境と文化的景観の保全

#### (1) 現状と課題

- ア 農畜産業従事者の減少や生活様式の変化によって草原や農村風景の存続が危ぶまれている背景や脱炭素化に向けた潮流の中で、再生可能エネルギー施設の設置が一部で行われていますが、場所や規模によっては、阿蘇らしい景観を阻害することになりかねません。こうした懸念から、令和2（2020）年1月には、熊本県及び阿蘇郡市の7市町村から、大規模な太陽光発電施設等の開発に対する景観への配慮の必要性を表明した「阿蘇の景観を守る宣言」が出されています。
- イ 阿蘇地域は、カルデラ地形という特殊な環境の中に生活空間があり、火山噴火、地震、豪雨災害等の自然災害と隣り合わせで生きなければならない宿命を持つ地域です。災害復旧工事では、住民と利用者の安全確保を最優先とした上で、阿蘇らしい景観も維持する取組が求められつつあります。
- ウ 令和3（2021）年度に、熊本県が牧野組合を対象に行った調査では、「野焼き等の維持管理が10年以上継続可能」と答えた牧野が、面積比で全体の約4割にとどまるなど、阿蘇地域の草原維持を取り巻く状況は一段と厳しくなっています。とりわけ、地域住民からは、野焼きの継続が最重要課題であり、安心安全に野焼きを行うための仕組みづくりについて、行政からの支援が求められています。
- エ 草原同様に、南郷谷や外輪山上の棚田、段々畑等の地形的制約による営農条件の不利性から、耕作放棄地の増加やスギの植林等の集落における土地利用の変化といった土地利用管理の後退がさらに進む懸念があります。

#### (2) 重点施策

##### ア 重点施策 I－1 法令による景観形成の推進

自然公園法や本管理運営計画による審査基準（以下「自然公園法等」という。）、世界文化遺産登録推進の動きとも関連する市町村の景観条例や景観計画、まちづくり条例の改正、重要文化的景観選定等で相互に連携し、優れた景観形成を推進します。

具体的には、カルデラ、火山地形、草原景観、農村風景等の「阿蘇らしい」景観を保全していくため、「自然景観そのものが主役」を基本スタンスとして（詳細は第5章に記載）、自然公園法等による許認可指導を通じて、特別地域については特に厳格な景観形成を推進します。また、普通地域においても、要届出行為となる比較的大きい太陽光発電施設、建築物、鉄塔、広告物等を主な対象として景観形成を推進します。

一方で、普通地域には人と自然の関わりによって築き上げられた文化的景観の資産として水田、伝統的な水利施設、火山信仰や農耕祭事にまつわる神社等が多く存在します。これらに関しては、市町村の景観条例の改定や重要文化的景観選定とも連携しつつ、景観形成を推

進します。

#### イ 重点施策 I－2 景観に配慮した公共工事の推進

熊本県の公共事業等景観形成指針（熊本県景観計画、令和4（2022）年4月1日変更）では、「公共的空間は人々の活動や触れ合いの多い空間であり、地域の環境を形成する上で極めて大きな役割を有しております、地域に応じた景観的配慮を行い県土の景観形成を図る上で先導的役割を担う必要がある」と規定されています。これを踏まえ、重点施策I－1ではコントロールが難しい普通地域での景観配慮も含め、公共工事において、民間の模範となる景観配慮を推進します。

一方で、災害復旧工事においては、予算の制約や迅速な対応を要するといった課題がありますが、道路、砂防、河川工事等の関係部局と連携し、通常時から景観にも配慮する復旧の方法を模索することで、災害時への対応も検討します。



草原内で景観に配慮された堰堤の例



草原内で目立つ堰堤の例



景観配慮型の安全柵



同一区間に様々な仕様が並んだ安全柵

## ウ 重点施策 I – 3 地域との協働による特徴的な自然環境の維持保全

草原、ミヤマキリシマ群落、登山道等の阿蘇地域に特徴的な自然環境を保全するために、地域関係者と協働した取組を進めます。主な取組の方針については、次のとおりです。

### (ア) 草原の維持保全

牧野組合、行政区、学識経験者、N P O、関係行政機関等の 260 を超える関係者（令和 3 年度現在）で構成される阿蘇草原再生協議会が策定した、阿蘇草原再生全体構想（第 3 期）に基づき、草原の維持保全に取り組みます。阿蘇草原再生全体構想（第 3 期）では、草原を取り巻く状況が一段と厳しくなることが予想される中で、30 年後の目標として「今と変わらない規模の阿蘇草原を残す」と設定されており、目標達成のため、これまで取組んできた「生業による草原維持の支援強化」に加え、「公益機能保全のために多様な主体が関わる草原管理」や「普及啓発と科学的根拠に基づく後方支援基盤づくり」が取組の柱として位置づけられています。

また、平成 16（2004）年には自然公園法第 43 条に基づき、公園管理団体である（公財）阿蘇グリーンストックと、地元牧野組合及び阿蘇市が「下荻の草風景地保護協定」を締結し、公園管理団体による草原の管理が行われています。

環境省でも、牧野カルテの作成や恒久防火帯整備等を継続し、阿蘇草原再生協議会の中で求められる役割を果たすことで、農村集落の活性化にも貢献します。

### (イ) 登山道の維持管理

登山道に関しては、遭難事故の防止及び火山噴火の発生、火山灰の堆積又は噴火警戒レベル（以下「噴火警戒レベル等」という。）の変動に応じた適切な登山道の運用を最優先とします。これに加え、浸食による複線化や木製階段のハードル化、登山者のニーズに応じた情報の一元的発信、ロングトレイルの推進等の課題もあり、それらの関係者も多岐に渡ることから、国立公園満喫プロジェクト阿蘇くじゅう国立公園地域協議会（以下「満喫プロジェクト地域協議会」という。）で新たに設置した阿蘇地域トレイル利用部会での議論を中心に、関係機関や民間団体との連携強化による管理を進めます。



浸食によって複線化した登山道



木製階段のハードル化

(ウ) 自然環境の変化の把握

地球温暖化や野生生物の個体数の変動が生態系へ影響が及ぼすことも想定されます。甚大な悪影響には迅速に対処できるよう、自然環境の変化の把握に努めます。把握方法については、環境省で実施する自然環境保全基礎調査、モニタリングサイト 1000 等の取組に加え、希少動植物保全の合同パトロール等の関係機関の取組とも連携を図ります。

## 2 方針Ⅱ 自然資源等を活かした地域経済の振興

### (1) 現状と課題

ア 平成28（2016）年度に、国立公園満喫プロジェクト8公園に選定され、インバウンド利用者数増加のための集中的な取組を推進し、訪日外国人利用者数は、平成27（2016）年度の約68万人から平成30（2018）年度の約103万人へと、着実に増加してきました。一方で、令和2（2020）年以降、新型コロナウイルス感染症の影響で、インバウンドの推進が難しい状況であるとともに、コロナ禍においても安心安全に利用できる受入環境づくり等が求められています。

イ 阿蘇地域の景観資源を維持するためには、地産地消の推進といった農畜産業等の生業の振興につながる取組を行うことが必要不可欠です。

### (2) 重点施策

#### ア 重点施策Ⅱ－1 国立公園満喫プロジェクトの推進

SUP2025に基づき、国内誘客の強化、ワーケーション等の新たな公園利用の提供、安心安全な受入環境づくり、キャパシティコントロール、SDGsの推進等の新たな視点も取り入れ、引き続き地域に経済効果をもたらす事業に取り組みます。

##### ○主な取組（詳細は SUP2025 を参照）

- ・感染防止策の推進、三密を回避できる屋外プログラムの充実等の安心安全な受入環境づくり
- ・教育旅行等の国内ニーズに応じたツアーコンテンツの造成等の国内誘客の強化
- ・ワーケーション等の新たな公園利用の提供
- ・平日、早朝及び夜間でのプログラムづくりの推進、パーク＆ライドや利用拠点のリアルタイム混雑状況の発信等のキャパシティコントロールの推進
- ・ビューポイントにおける景観配慮の徹底、サステナブルなアクティビティの造成等の保護と利用の好循環化
- ・宿泊施設等におけるラグジュアリーサービスの推進、利用拠点の廃屋等の撤去、リニューアル、再配置の検討等の上質なサービスの提供
- ・火山活動、広大な草原、湧水群等の優れた景観を活用したサイクルツーリズム等のコンテンツの造成等のキラーコンテンツづくり
- ・アクセスルート上にある観光地等との観光圏の形成、周辺の温泉地等の共通するコンセプトを持った地域との往来促進、近隣の国立・国定公園における観光情報等の共有等の広域周遊の促進
- ・協力金や負担金の導入（地域自然資産法の導入検討を含む。）、アクティビティ等での再生可能エネルギーの活用、脱プラスチックへの取組等のSDGsの推進
- ・キャッシュレス化、多言語化、通信環境の向上（Wi-Fi 整備等）、ユニバーサルデザイン化、ビジターセンター（以下「VC」という。）におけるツアーデスク設置等の利用環境の向上

- ・阿蘇山上VCの管理運営、災害発生時の緊急事態対応等の検討等の熊本地震からの創造的復興
- ・国立公園オフィシャルパートナー、関係者等との連絡体制の充実等の産学官金等の連携の強化
- ・国立公園への誘導策やプロモーションの推進

#### イ 重点施策Ⅱ－2 農畜産業等の生業の振興

農畜産業への支援、地産地消の推進、野草や木材の利用の促進等を通じて、農村風景や草原の維持に不可欠な生業の振興に貢献します。農畜産業への支援については、阿蘇地域においても、既に農林水産省の施策である日本型直接支払（中山間地域直接支払交付金、多面的機能直接支払制度及び環境保全型農業直接支払制度）によって多くの支援がなされていますが、生物多様性に配慮した営農を推進するために、環境保全型農業直接支払制度等の活用拡充も視野に、農村風景の維持管理の担い手への支援策を強化できるよう努めます。これらは、主に満喫プロジェクト地域協議会や阿蘇草原再生協議会での検討を通じて進めます。

また、「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」（令和3（2021）年10月1日）が策定されたことを踏まえ、国立公園管理においても公共建築物における積極的な木材の利用の推進に加え、自然公園法による許認可指導においても、地域資源としての木材の利用を促進します。

#### ○主な取組

- ・あか牛の飼養頭数拡大に向けた支援等の農畜産業への支援
- ・恒久防火帯の整備支援等の牧野管理作業の軽減
- ・環境保全型農業直接支払制度等の生物多様性に配慮した営農を推進するための環境保全型農業直接支払制度等の活用拡充検討
- ・野草の堆肥利用、茅材としての商品化推進、ススキの緑化材としての普及等の野草や木材の利用の促進
- ・地産地消、グリーンツーリズム等の推進
- ・観光利用による草原維持の担い手への還元の仕組みづくり



恒久防火帯の整備支援



茅材の商品化推進

### 3 方針III 自然資源を活かした持続可能な地域社会の形成

#### (1) 現状と課題

- ア 以前より森林の水源涵養機能については知られていましたが、近年、特に阿蘇地域においては、草原、水田、遊水池等の有する公益的機能（炭素固定機能、水源涵養機能、防災減災機能等）が注目されています。特に、阿蘇地域は「九州の水がめ」と表現されるように、福岡県や熊本市内等の周辺地域へもたらす水の恩恵についても注目されています。
- イ 一方で、自然資源を管理する担い手の不足によって、こうした資源の縮小や消失が懸念されており、地域外の受益者を含む住民の安心で豊かな暮らしや持続可能な社会の構築に貢献するためにも、こうした資源を保全する重要性が高まりつつあります。
- ウ こうした公益的機能を持つ資源の保全に関して、地域住民の理解を促進し、後継者の確保に努めるとともに、地域外の公益的機能の受益者にも、資源の保全管理の一翼を担ってもらう仕組みを構築していくことが必要です。研究機関と連携した科学的知見の収集に努め、知見を分かりやすく啓発し、公益的機能の維持と保全の仕組みを構築することで、周辺の都市部も含めた地域社会の持続可能な発展に寄与します。

#### (2) 重点施策

##### ア 重点施策III－1 地域循環共生圏の構築

政府目標として 2050 年までの脱炭素社会の実現が掲げられており、また、環境省の重要政策として「地域循環共生圏」が提唱されています（第五次環境基本計画、平成 30（2018）年 4 月閣議決定）。「地域循環共生圏」とは、地域資源を最大限活用して、自立・分散型の地域社会の形成や、他地域と資源を補完し支え合うことを目指す考え方です。阿蘇地域においては、草原の炭素固定機能や水源涵養機能等の自然資源の持つ公益的な機能に着目し、機能を維持するための新たな仕組みづくりを進めます。

##### ○主な取組

- ・電気自動車活用促進、公共事業への地域資源の活用、草原の炭素固定機能を活かした新たな草原管理の仕組みづくり等の脱炭素社会の推進
- ・水源涵養機能や防災減災機能を維持するための新たな仕組みづくり

##### イ 重点施策III－2 環境学習と普及啓発の実施

自然資源を管理する担い手の後継者育成や、上記III－1 の仕組みづくりを推進するために、草原環境学習や普及啓発を推進します。

##### ○主な取組

- ・科学的知見を活かした分かりやすい啓発資料の作成
- ・阿蘇地域内の学校への草原環境学習の実施
- ・資源維持への協力や適切な利用推進のための啓発等の地域内外の公益的機能の受益者への普及啓発

### III. ビジョン

管理運営計画区の概況を踏まえて、奄美群島国立公園奄美大島地域及び徳之島地域が目指すべき将来像（ビジョン）を以下のように設定します。

#### ■将来像① 世界自然遺産としての価値を守り続ける生態系管理型国立公園

生態系の健全性が維持されて、（顕著な普遍的価値を有する）固有で希少な動植物の絶滅のリスクが低下し、国立公園が世界自然遺産としての価値を支える役割を果たしている。将来にわたって、固有で希少な動植物の生息・生育地が安定的に確保されているとともに、国立公園を訪れる誰もが生物多様性や生態系の豊かさを感じ、楽しみ、学び、満喫できている。

#### ■将来像② 自然と人が深くかかわり共生してきた文化を大事にする環境文化型国立公園

森や海と近い場所に人々が住み続け、自然と共生するシマ（集落）文化が息づいている。そして地域の自然を上手に利用し継承してきた人々の営みの歴史・文化を国立公園の体験の一つとして利用者に提供し、地域の文化を次世代に引き継ぎ、内外に広めていく役割を国立公園が果たしている。

#### ■将来像③ 地域に活力をもたらす国立公園

地域の自然環境や社会、文化に適合した適切かつ特色ある利用が国立公園内で進み、滞在時間の延長やリピート利用の増大が図られている。また多様な関係者が自然環境の保全や利用増進等を通じて国立公園づくりへ参画している。国立公園づくりや世界自然遺産のブランド力を通じて、観光および農業をはじめとする地域産業が活性化し、地域の環境文化の継承や人々の交流が進み、地域の魅力向上と地域経済の好循環がもたらされ、地域がにぎわい、活力にあふれている。

## IV. 管理運営方針

### (1) 管理運営計画区の現状の課題

#### 1) 外来生物の侵入・拡大

本地域では、ノヤギやアメリカハマグルマなどの外来生物の侵入が確認されているほか、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」により特定外来生物に指定されているオオキンケイギクやツルヒヨドリも確認されています。さらに、本地域にはアマミノクロウサギを始めとする希少性の高い固有種が生息していますが、フイリマンガースやノネコ・ノイヌといった外来生物の捕食等による生態系への悪影響が確認されています。

#### 2) 開発行為による景観への影響

本地域では、高度経済成長期以降急激なインフラ整備や土地開発が進み、島民生活や産業基盤の向上に寄与しましたが、一方で、環境影響対策の不十分な採石場の開発、大規模な護岸工事や道路工事等による森から川や海への生態系のつながりの分断、自然景観の損傷などが懸念されます。

#### 3) 森林や道路管理のあり方

本地域の自然の特徴である亜熱帯照葉樹林の多くは二次林であり、生活や生産活動の場として数百年にわたり人手が加わることと強い再生力によって、森林が維持されてきました。今後、世界自然遺産としての価値を守り続けるためには、自然環境の保全と森林施業の両立に向けた調整が必要です。また林道や農道等を含む道路の維持管理として行われる草刈りや樹木伐採における希少植物への配慮と安全確保の両立に向けた調整を図っていくことも重要です。

#### 4) 漂着ゴミや草木の繁茂などによる自然景観等への影響

海に囲まれた島の海岸では、特に外国からの膨大な量の漂着ゴミが問題になっています。また高齢化等により維持管理の人手不足が進んでいる集落周辺などでは、亜熱帯特有の強い再生力による樹木や草の繁茂等によって、二次林や田畠の畔、草地等の植生が変化し、自然景観等としての劣化が見られる場所があります。

#### 5) 地域環境の管理や文化伝承の担い手の確保

本地域の魅力の一つである生活文化の象徴としての集落行事や集落景観が、生活様式の変化や担い手不足から継続できなくなる地域が見られています。地域の自然や文化の価値を分かりやすく示し、国立公園への理解を促進するとともに、地域住民への体験機会や地域学習を通じて、その価値の認識を高める仕組みや、交流人口の拡大を図り担い手確保の取組を進めていくことも重要です。

## 6) 増加する利用者への対応

奄美大島及び徳之島では、世界自然遺産登録に向けた取組や交通アクセスの改善等を通じて、すでに入込観光客の急増傾向が見られます。金作原等への利用の集中による車両の混雑、三太郎峠等におけるナイトツアーの増加、利用ルールの認知不足による希少種の生息環境の搅乱やロードキルの発生、登山道などの踏み外しによる植生への悪影響、希少な動植物の盗掘・盗採、外来種の意図的・非意図的な持ち込み等が懸念されています。

また、休憩場所、トイレや駐車場、案内解説やルール周知のための施設等の不足、利用ニーズに応えた情報発信、地域資源を深く体験する機会やそのためのサービス提供の不足等、受け入れ体制の整備も今後の課題です。

## 7) 国立公園の価値に関する住民への普及啓発

奄美大島及び徳之島では、国立公園に指定されてから日が浅いことから、国立公園に対する住民の認知度が低く、地元の人も、地域の自然や文化の価値を十分に認識しているとはいえません。国立公園や世界自然遺産の価値の重要性に関する普及啓発や広報周知の取組を推進し、住民自身が地域の価値を十分に認識し、環境保全意識を高めていくことが必要です。

## 8) 科学的調査とデータや知見の蓄積

島全体の生態系管理や適正な利用を推進するためには、科学的調査によるデータや知見の蓄積、モニタリングの継続と結果のフィードバックが不可欠です。現在、奄美野生生物保護センターを拠点とする自然環境や動植物に関する科学的調査、鹿児島県による金作原及び奄美市道スタルマタ線での交通量調査等、市町村による湯湾岳登山道、宮古崎歩道での歩行者数カウント調査などの利用に關係する調査等が行われているものの、島全体からみればデータの収集は限定的であり、また総合的な分析や評価が十分に行われているとは言えません。

### (2) 管理運営方針

課題を踏まえ、ビジョン達成のための取組の方針を、以下の5項目に整理しました。

#### ●基本方針1：亜熱帯照葉樹林をはじめとする島の生態系の持続的管理

奄美大島と徳之島の亜熱帯照葉樹林をはじめ、森里川海と続く島の生態系は、世界自然遺産推薦地の顕著で普遍的な価値である生物多様性を支えるとともに、自然と共に生きる地域の暮らしを支えています。

本国立公園の基本的役割として、固有で希少な動植物の重要な生息・生育地を保護し、科学的データを踏まえ、本地域の生物多様性に富んだ生態系を持続的に管理していくことです。そのために生息地等を損なう恐れのある開発の規制や地域住民の参加・協力を得ながら

外来生物による希少な動植物への影響を排除・低減する等生態系の保全・管理を行っていきます。また、国立公園は地域の農林業や観光業等と密接な関係があることから、関係者との十分な調整を図っていきます。

#### ●基本方針2：環境文化の継承支援とそれを活かした体験・学習機会の提供

地域の食文化、八月踊りなどの芸能、漁（いざり）や浜下れといった風習など集落で継承されてきた文化や暮らしは、国立公園を訪れた人々にとって大きな魅力です。奄美大島や徳之島に数多く残された土地固有の自然と人の暮らしのかかわりを「環境文化」という視点でとらえ直し、集落ガイド等との協働により体験プログラムを利用者に提供するなど、環境文化を国立公園の魅力の一つとして発信していきます。さらに、地域の価値や魅力について子どもたちから学習に生かすとともに、環境文化に関する資源と一緒に掘り起し、地域住民自身による集落の暮らしの再認識と継承につなげていきます。

#### ●基本方針3：ソフト・ハードの基盤整備による持続可能な観光利用の推進

国立公園の自然環境、利用のルール、地域の文化等を情報発信する拠点施設や案内標識等のハードの利用施設の整備を進めることによって、公園利用者に安全で快適な利用環境を提供します。

地域住民の参加協力のもと、自然ガイドや集落ガイドによる案内や体験型利用の提供、そのためのプログラムづくりやガイド養成など、ソフトの基盤整備を進め、国立公園にふさわしい利用を推進します。そして、自然環境の保全と地域振興につながる持続可能な利用となるよう、利用者の費用負担を含め、適正利用のためのルール・仕組みづくりを進めています。

#### ●基本方針4：地域住民や関係者が連携して管理運営に参画する協働型の体制づくり

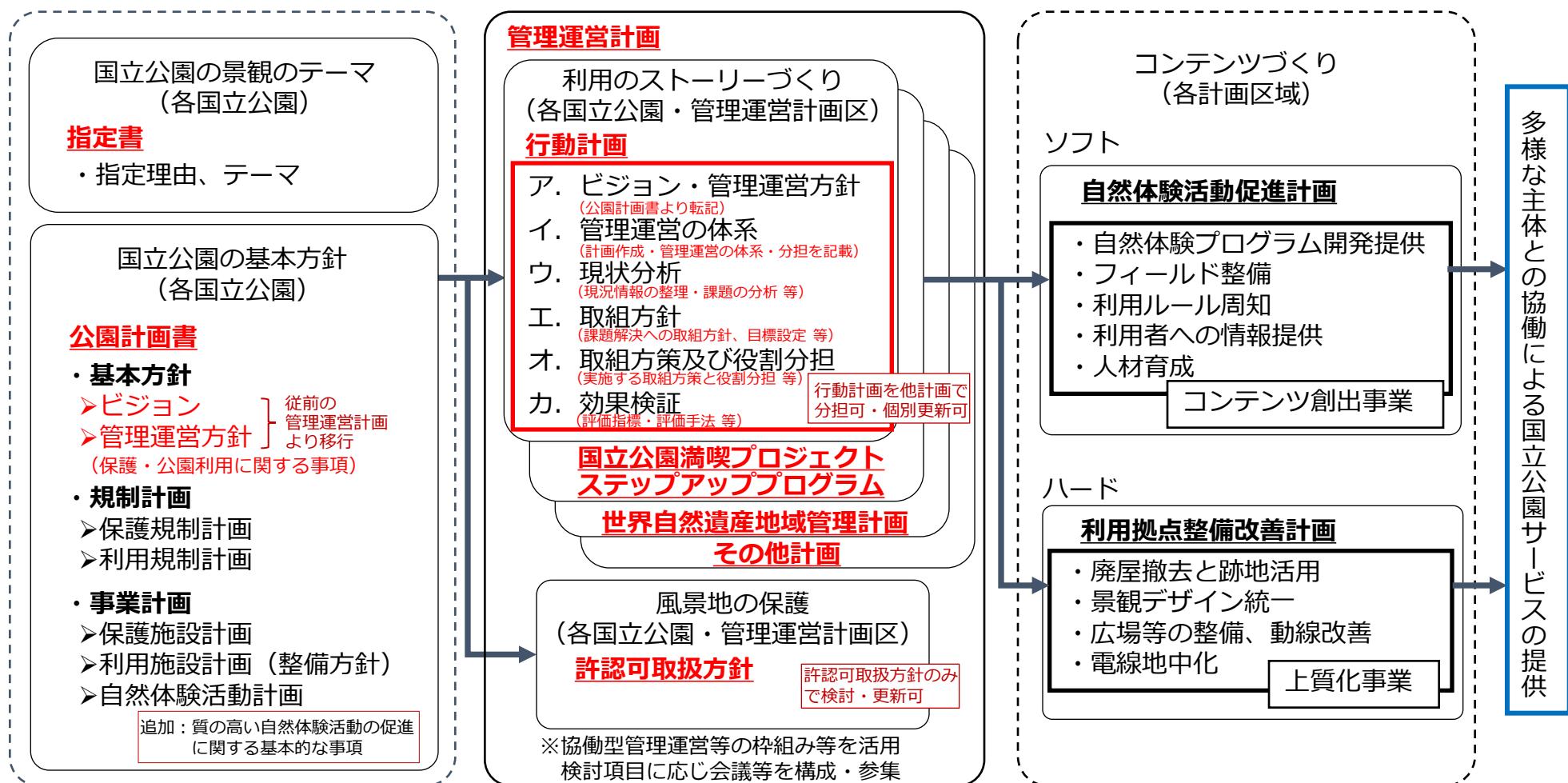
国立公園の管理運営に地域住民が関わっていくためには、国立公園の仕組みや取組を理解してもらい、自然環境の保全に関心を持つための普及啓発や人材育成に取り組む必要があります。このため地域資源の発掘や外来種対策などをテーマにした地域住民との継続的な意見交換・活動の場の創出、出前講座や清掃イベントなどによる学校教育を通じた学習機会の確保など教育現場との連携は重要です。また、本国立公園の集落とその周辺の風景は、農林業による土地利用や地域住民の自発的な美化清掃や除草活動など地域住民活動によって支えられている側面もあります。

国立公園の管理運営を一層充実させるためには、これまで以上に地域内外の多分野の行政機関、農林業関係者、民間企業、研究機関、地域活動団体などが連携することも必要です。研究分野や教育分野との連携推進、ボランティアや応援団の組織化など協働で活動に取り組む体制づくりを進めます。

## ●基本方針 5：地域経済の活性化や「シマ」の持続への貢献

国立公園の利用の推進や世界自然遺産の登録を通じて、観光業、農林水産業の振興をはじめとした地域経済の活性化に貢献します。このため、自然環境の質や利用地域の状況に応じたゾーニングを行い、利用地域ごとの適切な観光利用や土地利用を実現し、貴重な自然環境の保全と利用資源との両立を図ります。また、世界自然遺産のブランド力や国立公園内にある環境文化や自然資源を、公園利用や地域產品（一次産業）の付加価値づくりに活かして、地域でのモノやサービスの消費を拡大させることにより、国立公園が身近な存在となるようになります。このような取組によって地域の個性を際立たせながら、地域内外の交流も促進することにより、農林水産業等の地域産業の活性化を図り、人々の地域への愛着や自信の創出につなげることで地域や集落の持続可能性を高めていきます。

計画名称	公園計画	管理運営計画 (行動計画は他計画で代替可能)	自然体験活動促進計画 利用拠点整備改善計画
作成主体	環境大臣 【審議会諮問】	地方環境事務所長 【各種地域協議会・検討会等】	協議会 (市町村・都道府県) 【環境大臣による認定】



## (別紙1)

## 国立公園の公園計画作成要領

## 目次

- 第1 公園計画の目的
- 第2 公園計画の構成
- 第3 公園計画の作成に当たっての留意事項
- 第4 計画事項及び関連事項

## 基本方針

## 規制計画

## 1 保護規制計画等

- (1) 特別地域
  - ア 選定要件
  - イ 特別地域の区分
    - (ア) 特別保護地区
    - (イ) 特別地域の地種区分

## (2) 海域公園地区

- ア 選定要件
- (3) 利用調整地区
- (4) 保護規制計画関連事項
  - ア 特別地域関係
    - (ア) 木竹損傷規制区域
    - (イ) 汚水又は廃水の排出規制区域
    - (ウ) 採取等規制植物
    - (エ) 植栽等規制植物及び区域
    - (オ) 捕獲等規制動物
    - (カ) 放出規制動物及び区域
    - (キ) 立入規制区域及び期間
    - (ク) 乗入れ規制区域及び期間
    - (ケ) 車馬使用規制道路及び期間
  - イ 海域公園地区関係
    - (ア) 捕獲等規制動植物及び区域
    - (イ) 動力船使用規制区域及び期間
- ウ 普通地域

## 2 利用規制計画

## 事業計画

## 1 施設計画

- (1) 保護施設計画
- (2) 利用施設計画
  - ア 集団施設地区

- (ア) 選定要件
  - (イ) 区域
  - (ウ) 整備方針
- イ 利用施設
- 2 生態系維持回復計画
  - 3 自然体験活動計画

別図 公園計画体系図

別表 自然公園法施行令第1条に掲げる施設の定義と計画上の留意事項

## 第1 公園計画の目的

自然公園法（昭和32年法律第161号。以下「法」という。）第7条第1項に規定する国立公園に関する公園計画は、国立公園（以下「公園」という。）の風致景観を維持するための方針を明らかにし、併せて公園として適正な利用を推進するための方針を示すことにより、公園の適正な運営を行うための基本的な指針とすることを目的とする。

## 第2 公園計画の構成

公園計画は、基本方針、規制計画（保護のための規制に関する計画（以下「保護規制計画」という。）及び利用のための規制に関する計画（以下「利用規制計画」という。））及び事業計画（施設に関する計画（以下「施設計画」という。）、生態系の維持又は回復のための生態系維持回復事業に関する計画（以下「生態系維持回復計画」という。）及び質の高い自然体験活動の促進に関する基本的な事項（以下「自然体験活動計画」という。））によって構成され、公園計画書及び公園計画図をもって明らかにするものとする。なお、公園計画の体系は別図によるものとする。

## 第3 公園計画の作成に当たっての留意事項

公園計画の作成に当たっては、公園の保護と適正な利用との整合性に留意し、その立案は自然環境保全基礎調査、重要生態系監視地域モニタリング推進事業（通称モニタリングサイト1000）、各種学術調査等の最新の資料を十分参照するとともに、地域の文化・社会的背景、公園利用の実態等各種情報を考慮するものとする。その際、必要に応じ、「国立公園及び国定公園の調査要領」（平成25年5月17日付け環自国発第1305172号環境省自然環境局長通知）を参考とした景観、利用状況等の調査を実施するものとする。

## 第4 計画事項及び関連事項

### 基本方針

基本方針とは、当該公園計画の作成に当たっての基本方針であり、公園の「ビジョン」及び「管理運営方針」等について、次の事項を基本に記載する。

「ビジョン」とは、公園の風景型式及び公園の利用の現況並びにそれらの特性を踏まえ、公園の風致景観を保護するとともに、その特性に対応した適正な利用が行われるよう、中長期的な視点に立ち、公園の望ましい姿（公園の保護すべき資源、利用の方向性等）、公園が提供すべきサービス（役割、機能）、公園の価値や保全・利用の目標を分かりやすく示したものである。

「管理運営方針」は、ビジョンの実現に向け公園を管理運営していくに当たっての方向性を示したものであり、「保護に関する事項」と「利用に関する事項」に分けて記載する。「保護に関する事項」として、当該公園の主要な保護対象及びそれらの保護管理の方針、特別地域（特別保護地区並びに第1種、第2種及び第3種特別地域）、海域公園地区及び利用調整地区等の指定方針等について記載する。また、「利用に関する事項」として、主たる利用形態、公園区域内外にわたる利用動線の現況と今後の方針、主要な利用拠点又は利用施設の配置及び整備の方針、特定の地域における利用規制に関する方針等を記載する。

また、当該公園における他法令に基づき作成された計画や運用に関する方針（エコツーリズム推進法（平成19年法律第105号）に基づくエコツーリズム全体構想や自然再生推進法に基づく自然再生全体構想に対する計画策定及びその運用に対する方針等）を必要に応じて記載する。

### 規制計画

## 国立公園管理運営計画作成要領

各地方環境事務所長等宛 自然環境局長通知  
制定 令和4年4月1日 環自国発第22040113号

### 第1 目的

国立公園管理運営計画（以下「管理運営計画」という。）は、国立公園ごとに作成された公園計画に示す基本方針（「国立公園に係る公園計画の作成等について」（令和4年4月1日付け環自国発第2204015号自然環境局長通知）別紙1「国立公園の公園計画作成要領」第4の 参照）に記載された国立公園の風致景観及び自然環境、利用状況等の公園ごとの特性を踏まえた公園の望ましい姿、公園が提供すべきサービス、公園の価値や保全・利用の目標をわかりやすく示したビジョン（以下「ビジョン」という。）の実現を地域の多様な関係者とともに図ること、また、地域の実情に即した国立公園の適正な保護及び利用の推進を図ることを目的として作成するものとする。

### 第2 管理運営計画の作成対象地域

管理運営計画の作成対象地域（以下「管理運営計画区」という。）は、一体性の高い国立公園の場合は国立公園全域とし、風致景観の特性（一体性又は類似性）及び社会的特性（地域の連携体制、利用の形態等）を踏まえ、国立公園を複数の地区に区分することが合理的であると認められる場合は、その地区ごとに作成するものとする。

### 第3 管理運営計画の構成と内容

管理運営計画は、行動計画及び許認可等取扱方針によって構成することとし、それぞれ、原則として次に掲げる事項について記載することとする。

#### （1）行動計画

行動計画は、当該国立公園のビジョンの実現に向け、環境省が地域の多様な関係者とともに実施すべき取組方策及び役割分担について定めるものであり、次の項目を記載することとする。

##### ア 国立公園のビジョン・管理運営方針

公園計画の基本方針に示す国立公園のビジョン及び管理運営方針を記載する。また、管理運営計画区を構成する風致景観及び自然環境の概況、利用の概況、公園計画（規制計画及び事業計画）の概況を記載する。ビジョン及び管理運営方針は、必要に応じて管理運営計画区ごとに整理して記載する。

##### イ 管理運営の体系

国立公園のビジョン実現に向け、管理運営計画区において実行するプロジェクト・事業ごとに、各種企画調整、計画作成及び管理運営に係る枠組み・体制（協議会、連絡会議等の設置と計画作成等の体系）について整理し、記載する。

なお、必要に応じて、管理運営計画区において実行するプロジェクト・事業を対象に作成する別の計画に、行動計画の全部又は一部を代替させることができることとする（行動計画の全部又は一部を代替させる計画を「代替計画」という。以下同じ。）代替計画としては、世界自然遺産地域管理計画、自然再生全体構想、国立公園満喫プロジェクトに係るステップアッププログラム等が想定される。

代替計画を設定する場合には、行動計画に、代替計画の名称、対象とするプロジェクト・事業の名称、検討・協議を行う協議会等の体制その他の代替計画の概要を記載することとする。なお、代替計画を設定する場合には、その代替する範囲内について、行動計画においては以下のウ～カに係る事項の記載を省略することができるところとする。

#### ウ 現状分析

管理運営計画区の特徴、来訪者数等のデータ、前期計画による取組の進捗及び成果、パークボランティアの会・公園管理団体その他の関係団体による活動状況、前期計画作成後の自然環境や社会状況の変化等の情報を整理の上、ビジョンの実現に向けて管理運営計画区が有する課題を分析し記載する。

#### エ 取組方針

国立公園のビジョン実現に向けて、現状分析で示された課題の解決に向けて実施する取組の方針、計画期間中の到達目標、取組共通の基本原則等を記載する。

#### オ 取組方策及び役割分担

取組方針に即し、計画期間中の到達目標を達成させるため、実施する取組方策とその役割分担等を記載する。

#### カ 効果検証

国立公園の管理運営に関する評価指標及び評価手法、行動計画の進捗状況の確認方法等を記載する。管理有効性評価として、生物多様性、レクリエーション利用、経済効果、地域協働等の多面的な観点から評価し、その評価結果を次期計画に反映できることが望ましい。

### （2）許認可等取扱方針

許認可等取扱方針は、自然公園法（昭和32年法律第161号。以下「法」という。）の許認可事務に係る取扱方針を定めるものである。

#### ア 許可、届出等取扱方針

管理運営計画区内における特別地域、特別保護地区及び海域公園地区（以下「特別地域等」という。）普通地域、利用調整地区内において行う行為に関する許可、届出に対する措置に係る取扱方針を定めることとする。

#### 審査基準・処分基準

特別地域等に係る法第20条第3項、第21条第3項、第22条第3項に基づく許可の審査基準として、自然公園法施行規則（昭和32年厚生省令第41号。以下「施行規則」という。）第11条に規定する基準の内容を地域の自然的、社会的条件に応じて具

体化した基準等を定める。なお、施行規則第 11 条に規定する基準と重複する内容を本取扱方針において記載する必要はないこと、施行規則第 11 条に規定する基準の強化又は緩和については、同条第 37 項に規定する基準の特例を定めることにより対応することについて留意すること。

また、普通地域内において法第 33 条第 1 項の規定により届出をする行為のうち、国立公園の普通地域の風景の保護上、大きな影響を与える可能性のある行為について、同条第 2 項に基づき、その行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべき旨を命ずることに際してよるべき基準である「国立公園普通地域内における措置命令等に関する処分基準」(平成 13 年 5 月 28 日付け環自国第 212 号環境省自然環境局長通知)の内容を地域の自然的、社会的条件に応じて具体化した基準等を定める。

さらには、利用調整地区への立入りに係る法第 23 条第 3 項第 7 号に基づく申請に対する許可について、やむを得ない事由に係る事項を定める。

#### 配慮事項・指導方針等

管理運営計画区の保護のために配慮が必要な事項、申請者等への指導方針等を定める。

#### イ 公園事業取扱方針

管理運営計画区における公園事業の取扱方針として、次に掲げる事項を定めることとする。

##### 審査基準

管理運営計画区の自然的及び社会的条件に応じ、法第 10 条第 2 項に基づく協議又は同条第 3 項に基づく国立公園事業の認可（同条第 6 項の変更の協議又は認可を含む。）の要件として、当該公園の保護のための基準（公園事業施設の形態や色彩等）又は適正な公園利用を確保するための基準（公園事業の執行に当たって遵守すべき事項等）等を定める。なお、本審査基準は「国立公園事業執行等取扱要領」(令和 4 年 4 月 1 日付け環自国発第 22040111 号自然環境局長通知) の第 12 の 1 .( 2 ) に該当するため、留意すること。

##### 指導方針・管理方針等

管理運営計画区における公園事業者への指導方針や公園事業施設の管理方針等を定める。

#### ウ その他の事務に係る取扱方針

ア・イに掲げるもののほか、必要に応じて法第 37 条に規定する利用のための規制に係る運用方針、国立公園の利用者等を指導する取扱方針等に係る事項を定める。

#### エ 参考資料

その他、許認可事務を実施する上で参考となる資料を添付する。具体的には、施行規則第 11 条 37 項に基づき定められた行為の許可基準の特例、法第 20 条第 3 項第 11 号又は同項第 13 号により環境大臣が指定する動植物の一覧、「自然公園における法面

緑化指針（平成 27 年 10 月 27 日付け環自国発第 1510271 号環境省自然環境局長通知）等が想定される。

### （3）その他の事項

その他、管理運営計画の変更理由や作成・変更の経緯、関連する計画等、管理運営計画を参照する上で必要な事項について記載をする。

## 第4 管理運営計画の作成手続

### （1）管理運営計画の作成及び変更

管理運営計画は、地方環境事務所長（釧路自然環境事務所長、信越自然環境事務所長及び沖縄奄美自然環境事務所長を含む。以下同じ。）が作成（変更する場合も含む。以下同じ。）するものとし、第3に掲げる行動計画（以下「行動計画」という。）及び許認可等取扱方針（以下、「取扱方針」という。）について、それぞれ分けて作成できるものとする。

なお、管理運営計画は、作成後おおむね 5 年を経過した場合において点検を行うこととし、その結果に基づき必要と認める場合には、変更を行うこととする。点検により地方環境事務所長が見直しの必要がないと判断した場合であっては、次の 5 年後に再度点検を行うこととする。また、部分的な変更については必要に応じて隨時実施することができる。

### （2）具体的な作業の手順

地方環境事務所長は次に掲げる手順により、管理運営計画を作成することとする（手順の概要は別紙参照。）。

#### ア 管理運営計画の素案の作成

地方環境事務所長は、都道府県、市町村その他の関係行政機関及び国立公園の管理運営に携わる地域関係者その他地方環境事務所長が必要と認める者の意見を十分に聴取し、管理運営計画の素案を作成する。意見の聴取に当たっては、必要に応じて第 5 に定める検討会を設置し活用する。

#### イ 自然環境局国立公園課長への協議

第3（1）ア、イの変更を伴う行動計画の変更、取扱方針の変更のうち行政手続法第6章の規定による意見公募手続をしなければならない変更については、地方環境事務所長は、素案について自然環境局国立公園課長に協議するものとする。

#### ウ 法定受託事務を行う都道府県知事への協議

地方環境事務所長は、管理運営計画区が自然公園法施行令（昭和 32 年政令第 298 号）附則第 2 項に規定する指定区域と重複する場合には、当該指定区域で法定受託事務を行う都道府県知事に対して、素案のうち取扱方針の第3（2）アに係る事項について公文により意見照会するものとする。

#### エ 意見公募手続及び管理運営計画案の作成

地方環境事務所長は、必要に応じ自然環境局国立公園課長と調整の上、意見公募手

続を実施し、管理運営計画案を作成する。

なお、取扱方針の第3(2)ア 及びイ に定める審査基準等については、行政手続法第5条第1項に規定する審査基準であることから、行政手続法第6章の規定による意見公募手続を行わなければならないため、留意すること。ただし、この場合であっても、許認可の審査に係らない事項等、軽微な変更であって、意見公募手続の必要がないと地方環境事務所長が判断した場合は省略できるものとする。

#### **オ 自然環境局長への協議**

地方環境事務所長は、管理運営計画案について、公文により自然環境局長に協議する。自然環境局長は、地方環境事務所長から案の協議を受けたときには、原則として2か月以内に同意の可否について回答するものとする。

なお、「イ 自然環境局国立公園課長への協議」において協議対象とされた事項以外の事項の変更については自然環境局長への協議を省略できる。

#### **カ 管理運営計画の公表及び報告**

地方環境事務所長は、管理運営計画を作成した際は、インターネット等の適当な方法によって公表するとともに、速やかに自然環境局長にその旨を報告するものとする。

また、管理運営計画の取扱方針については、事前周知を行う観点から、施行期日を定める等、公表後一定期間をおいて施行するよう配慮すること。

#### **キ その他**

ア～カの協議又は報告については原則として電子情報処理組織を使用する方法をもって行うものとする（協議の相手方との調整により書面を求められた場合にはこの限りでない。）。

### **第5 管理運営計画検討会の設置**

- 1 管理運営計画の案の検討に当たり必要があると認めるときは、地方環境事務所長は検討項目ごとに、国立公園管理運営計画検討会（以下、「検討会」という。）を開催することができる。
- 2 検討会は、検討項目に応じて、学識者、地元関係行政機関及び地域関係者その他の地方環境事務所長が必要と認める者により構成することとする。また、検討項目に応じて、総合型協議会、世界自然遺産地域連絡会議、国立公園満喫プロジェクト地域協議会等の既存の協議会等を活用するできるものとする。

## 別紙

## 国立公園管理運営計画の作成に関する作業手順

